

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年2月14日

【会社名】 株式会社アプリックス

【英訳名】 Aplix Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役 兼 取締役社長 長橋 賢吾

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西早稲田二丁目20番9号

【電話番号】 (050)3786-1715

【事務連絡者氏名】 取締役 長橋 賢吾

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西早稲田二丁目20番9号

【電話番号】 (050)3786-1715

【事務連絡者氏名】 経営管理部部長 倉林 聡子

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)及び新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】

(第M-2回新株予約権)	
その他の者に対する割当	12,555,000円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払い込むべき金額の合計額を合算した金額	
	1,830,555,000円
(第M-3回新株予約権)	
その他の者に対する割当	1,245,000円
新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して 払い込むべき金額の合計額を合算した金額	
	203,245,000円

(注) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、すべての新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行新株予約権証券(株式会社アプリックス第M-2回新株予約権証券)】

##### (1) 【募集の条件】

発行数	45,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	12,555,000円
発行価格	新株予約権1個につき279円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年3月2日(金)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社アプリックス 経営管理部 東京都新宿区西早稲田二丁目20番9号
割当日	平成30年3月2日(金)
払込期日	平成30年3月2日(金)
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 高田馬場支店 (東京都新宿区高田馬場3丁目2番3号)

- (注) 1. 株式会社アプリックス第M-2回新株予約権証券(以下「第M-2回新株予約権」、株式会社アプリックス第M-3回新株予約権証券については「第M-3回新株予約権」、及び第M-3回新株予約権と総称して「本新株予約権」)の発行(以下、第M-3回新株予約権証券の発行と併せて「本第三者割当」)については、平成30年2月14日(水)開催の取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、第M-2回新株予約権に係る割当契約(以下「第M-2回新株予約権割当契約」)を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。
3. 本有価証券届出書の届出の効力発生後、払込期日までに投資事業有限責任組合インフレクション 号及びフラグシップアセットマネジメント投資組合70号(以下、個別に又は総称して「割当予定先」)との間で総数引受契約を締結しない場合は、第M-2回新株予約権に係る割当は行われなないこととなります。
4. 第M-2回新株予約権の募集については、第三者割当の方法によります。
5. 第M-2回新株予約権の目的である株式の振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2) 【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 第M-2回新株予約権の目的となる株式の総数は4,500,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、第M-2回新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。</li> <li>2. 行使価額の修正基準 本欄第4項を条件に、行使価額は、各修正日(以下に定義する。)の前取引日(以下に定義する。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正される。 「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限(一時的な取引制限も含む。)があった場合には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。 「修正日」とは、各行使価額の修正につき、下記「(注)7. 第M-2回新株予約権の行使請求の方法」に定める第M-2回新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日(但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日)をいう。</li> <li>3. 行使価額の修正頻度 第M-2回新株予約権の各行使請求に係る通知が行われる都度、修正される。</li> <li>4. 行使価額の下限 行使価額は、202円(但し、別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第4項による調整を受ける。)(以下「下限行使価額」という。)を下回らないものとする。なお、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。</li> <li>5. 割当株式数の上限 第M-2回新株予約権の目的となる株式の総数は4,500,000株(平成30年2月14日現在の発行済株式総数に対する割合は31.33%)、割当株式数は100株で確定している。但し、別欄「新株予約権の目的となる株式の数」に記載のとおり、調整されることがある。</li> <li>6. 第M-2回新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限 本欄第4項に記載の下限行使価額にて第M-2回新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額は、909,000,000円である。但し、第M-2回新株予約権は行使されない可能性がある。</li> <li>7. 第M-2回新株予約権には、当社の決定により第M-2回新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」を参照)。</li> </ol>
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。)</p>

新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 第M-2回新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は、4,500,000株(第M-2回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」)は100株)とする。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、第M-2回新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割当株式数(以下「調整後割当株式数」、本欄第2項乃至第4項に定める調整前の割当株式数を「調整前割当株式数」)に応じて調整される。</p> <p>2. 当社が別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第4項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、第M-2回新株予約権を有する者(以下「第M-2回新株予約権者」)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 第M-2回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 第M-2回新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」)は、当初404円とする。但し、行使価額は本欄第3項に定める修正及び第4項に定める調整を受ける。</p> <p>3. 行使価額の修正</p> <p>(1) 本項第(2)号を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位の端数を切り上げた金額)に修正される。</p> <p>(2) 行使価額は202円(但し、本欄第4項による調整を受ける。)(下限行使価額)を下回らないものとする。本項第(1)号の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>4. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、第M-2回新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第M-2回新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額に} \\ \text{より当該期間内に} \\ \text{交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

	<p>(4) その他</p> <p>行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第M-2回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うとき(下限行使価額が調整される場合を含む。)は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額(調整後の下限行使価額を含む。)並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>1,830,555,000円</p> <p>(注) すべての第M-2回新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記株式の発行価額の総額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>第M-2回新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別欄「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>第M-2回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>

新株予約権の行使期間	平成30年3月2日から平成32年3月2日(但し、別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」各項に従って当社が第M-2回新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する第M-2回新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)までとする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 行使請求の受付場所 株式会社アプリックス 経営管理部 2. 行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 高田馬場支店
新株予約権の行使の条件	第M-2回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1. 当社は、第M-2回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、第M-2回新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり279円の価額で、第M-2回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第M-2回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 2. 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、第M-2回新株予約権1個当たり279円の価額で、第M-2回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第M-2回新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	第M-2回新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由

(1) 資金調達の目的及び理由

当社は、自ら開発したソフトウェアを販売することを収益の源とし、当社で開発した従来型の携帯電話(フィーチャーフォン)向けのJavaプラットフォーム「JBlend」が米国Motorola社等、多数の大手携帯電話メーカー採用されたことにより、一時は売上高営業利益率が20%を超えるなど、収益性の高い事業を行ってまいりました。しかし、その後世界的にスマートフォンの普及が想定以上に急速に進み、従来型の携帯電話フィーチャーフォンの出荷台数が激減したことにより、主にフィーチャーフォン向けのソフトウェア製品の販売及び開発等を事業の中核としていた当社は、ビジネスモデルの見直し及び新たに収益の柱となるビジネスモデルの構築を行う必要が生じました。そのような中、当社では、当該新たなビジネスモデルの構築にあたり、身の回りの様々な「モノ」への接続を容易にするデバイス(スマートフォン、タブレット等)の普及に伴い、“身の回りのモノがインターネットにつながる”という新たな概念として注目を集め始めていたIoT(Internet of Things:モノのインターネット)に着目し、フィーチャーフォン向けソフトウェアの開発で培った当社の「組込み」技術は、スマートフォンやタブレット等を中心としたIoTにおいても生かすことが可能であると考えたことから、当社が注力すべき市場を「IoT市場」に定めた上で、新たなビジネスモデルの構築を行うことといたしました。

そのような状況下、当社では、Bluetooth Low Energy(低消費電力で通信が可能な近距離無線通信技術Bluetoothの拡張仕様の一つ)の技術を用いた通信用ハードウェアであり、センサーにより環境や機器の状態の変化を検出し、タイムリーにスマートフォンに通知することを可能としたBLEモジュール「JM1シリーズ」を開発いたしました。当社は、この「JM1シリーズ」を空気清浄機や浄水器等に組み込むことによって、フィルター交換時期をタイムリーにスマートフォンへ通知し、それまではメーカーが推奨する交換時期を超えてもフィルターを交換せず継続して使用していた空気清浄機や浄水器等のユーザーに対してフィルター交換を促進することで、フィルター等の消耗品等の販売を促進し、当該消耗品等の販売促進によりメーカー側で発生する増加収益から一定の割合を以て当社が獲得する収益である「レベニューシェア」を獲得するという新たなビジネスを構築いたしました。更に、当社では、当該ビジネスモデルを遂行することで当社の業績及び企業価値の向上が実現できるものと考え、当該ビジネスモデルを基に平成27年12月期から平成29年12月期までの3年間の売上高及び営業利益を対象として策定した中期経営計画を平成27年2月16日に公表(同年3月9日に上方修正)いたしました。

しかしながら、当該ビジネスモデルは、「JM1シリーズ」を安価に販売することで市場のシェアを確保し、搭載機器の種類や数を増加させることで、レベニューシェアによる安定収益を確保するという想定のもと遂行していましたが、「JM1シリーズ」を組み込んで顧客製品をIoT化するにあたり、当社並びに顧客及び製造委託先等においてIoTという新規性の強いビジネスに取り組むことで初めてとなる知識や工程が数多く存在し、製品販売にいたるまでに当初の想定よりもはるかに時間がかかる状況が発生したこと、当該遅れに伴いレベニューシェアの売上が確保できなかったこと等により、当該中期経営計画策定時において見込んでいた収益の獲得が計画どおりに進捗せず、結果として当該中期経営計画で対象とした平成27年12月期、平成28年12月期及び平成29年12月期の売上高及び営業利益については、全期間において当該中期経営計画で公表した予想数値を大幅に下回る結果となりました。その結果、当該中期経営計画策定当初において期待した収益が獲得できないことによって当社財務状況は改善されず、前連結会計年度(平成29年12月期)まで6期連続となる売上高の減少、営業損失の計上及び営業キャッシュ・フローのマイナスが継続していることから、当社の連結及び個別の財務諸表に「継続企業の前提に関する注記」が記載されている状況です。

当社では、このような危機的状況を打開すべく、平成29年3月28日開催の第32回定時株主総会における決議を以て新経営体制に移行し、当該新経営体制のもと、当社が中核事業と位置付けるIoTソリューション事業により注力するための施策を積極的に行ってまいりましたが、上記に記載したとおり、前連結会計年度(平成29年12月期)まで6期連続となる売上高の減少、営業損失の計上及び営業キャッシュ・フローのマイナスが継続していることから、当社の連結及び個別の財務諸表に「継続企業の前提に関する注記」が記載されている等、依然として非常に脆弱な財務状況が続いております。このような状況を改善するにあたり、当社が中核事業と位置付けるIoTソリューション事業の更なる拡充が必要不可欠となりますが、IoTを取り巻く市場環境や技術動向の変化、サービスの多様化、競争の激化等が見られる当該事業への取り組みを強化するためには早急に収益性の改善及び財務基盤の強化が必要な状況であります。

そのような状況を鑑み、当社では、平成29年11月9日に新事業ビジョンを発表し、当社の中長期的な業績向上及び企業価値向上の実現へ向けて今後当社が取り組むべき施策の方向性を打ち出しました。当新事業ビジョンでは、当社が創業以来展開してきた「組込み」事業及び当該事業に係る技術と経験知をその根幹として、まだ繋がっていないモノとモノ、モノとサービス、サービスとサービス等を繋ぐことが当社の技術力(コアコンピタンス)であると再認識し、「Connecting the Unconnected」をスローガンとしております。

当社では、これまで各種センサーとクラウドを繋げて様々なIoTソリューションサービスを実現してまいりましたが、当該施策を確実に実行し達成するためには既存の当社のIoTソリューションサービスの更なる拡充に加えて、新たに当社のIoTソリューションサービスであるアプリケーション、クラウド及びデバイス等をより高度なレベルで開発し、当社のコアコンピタンスである独自の「組込み技術」を更に向上させることが必要不可欠と考えております。ただし、上記のとおり非常に脆弱な財務状況が続いている当社の現状を鑑みると、まず第一に既存の当社のIoTソリューションサービスにおいて一定の売上高を確保することであり、そのためには現在限られたリソースを用いて行っている受託開発案件や製品販売をさらに増加させることが必要であると考えております。当社では、受託開発及び製品販売上において一定の収益性を確保していること、さらには当該活動を通じて顧客の声を聞き、当社製品の機能向上等にもつながることから、当該売上高を戦略的に増加させたいと考えており、それに伴い協力会社への業務委託費用及び製品製造費用についても増加するものと考えております。また、急激な技術革新が進んでいるIoT市場において、中長期的に基軸となるような市場訴求力の高い製品・サービス等を開発するためには、現状の社内の人材以外に外部から高度な専門知識かつ豊富な経験を有する優秀な人材や、事業提携及びM&A等による経営資源の確保が急務であると考えていますが、上記業務委託及び製品製造に係る増加費用、及び当該研究開発活動に要する費用や事業提携並びにM&A等に必要費用については、当社の内部留保で賄うことは非常に困難であると考えております。

当社では上記の状況を踏まえ慎重に議論を重ねた結果、上記のとおり、既存の当社のIoTソリューションサービスを更に拡充するための必要資金及び続々と登場する新世代の高度な技術をいち早く取り入れて、広範かつ高い市場訴求力を備える製品・サービス等を開発するための必要資金並びに事業提携及びM&A等の必要資金の調達を目的として、当社取締役会にて本新株予約権の発行を決議いたしました。

## (2) 資金調達方法の概要

本件の資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。第M-2回新株予約権の行使価額は、平成30年3月2日以降、上記「新株予約権の行使期間」欄に定める期間の満了日まで、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額に修正されます。但し、上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とします。

第M-3回新株予約権の行使価額は、下記「2 新規発行新株予約権証券(株式会社アプリックス第M-3回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等 新株予約権の行使時の払込金額」欄に記載のとおり、当初行使価額である404円に固定し、以後行使期間の満了日まで行使価額の修正は行われたいものとしております。

なお、本新株予約権の行使により新たに交付される普通株式数5,000,000株(第M-2回新株予約権：4,500,000株、第M-3回新株予約権：500,000株)に係る議決権数は50,000個であり、当社の総議決権数141,689個(平成29年12月31日現在)に占める割合が35.29%となります。また、本新株予約権発行の取締役会決議日である平成30年2月14日から6ヶ月以内である平成29年11月27日に当社が発行した第S-3回新株予約権がすべて行使された場合に新たに発行される当社普通株式数787,500株に係る議決権数7,875個と合算した場合、平成29年12月31日現在の総議決権数141,689個から前記第S-3回新株予約権の潜在議決権数7,875個を除いた総議決権数133,814個に対して43.25%の希薄化が生じる見込みです。

### (3) 資金調達方法の選択理由

本スキームには下記「(4) 本スキームの特徴」に記載の[メリット]及び[デメリット]並びに[本新株予約権のその他特徴]がありますが、下記「(4) 本スキームの特徴」に記載の[他の資金調達方法との比較]のとおり、他の資金調達方法と比較しても、本スキームによる資金調達方法が現時点において最適な選択であると判断し、これを採用することを決定しました。

### (4) 本スキームの特徴

本スキームには、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

なお、当社としては、以下に記載するように、本スキームのデメリットは主に当社普通株式の株価が低迷した場合に予定した資金調達が実現できず、本新株予約権者が当社普通株式を市場で売却することが株価の下落要因になることであると考えております。

#### [メリット]

##### 最大交付株式数の限定

第M-2回新株予約権の目的である当社普通株式数は、4,500,000株で固定されており、最大交付株式数が限定されております。そのため、行使価額が修正された場合であっても、将来の株価動向によって当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません(但し、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがあります。)

また、第M-3回新株予約権についても、目的である当社普通株式数は500,000株で固定されているため、将来の株価動向によって当初の見込みを超える希薄化が生じるおそれはありません(但し、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがあります。)

##### 資本政策の柔軟性が確保されていること

当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、後記「[本新株予約権のその他特徴] 取得条項」に記載の本新株予約権に付された取得条項に従い、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をし、割当予定先の事前の書面の同意(第M-2回新株予約権については行使期間の開始日から9ヶ月経過するまで)を得たうえで、当社取締役会で定める取得日に、第M-2回新株予約権は1個当たり279円、及び第M-3回新株予約権は1個当たり249円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるため、資本政策の柔軟性を確保することができます。

##### 株価への影響の軽減が期待されること

本新株予約権については、本新株予約権を複数回に渡り行使した上で当該本新株予約権の行使により保有した当社株式を株式市場で売却するため、希薄化が即時に生じる株式の割当とは異なり当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいものと考えていること、及び下限行使価額が202円(発行決議日の前営業日の東京証券取引所終値の50%の水準)に設定されていることから、株価の下落に対して一定限度制限していると考えていること、並びに第M-3回新株予約権については下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 d.割当予定先の選定理由」に記載したとおり、その行使時期は第M-2回新株予約権の行使完了後となるため、第M-2回新株予約権との行使時期が重なることは原則想定していないこと、等の理由により、本新株予約権の発行については株価への影響は限定的なものであると考えております。

##### 速やかな必要資金の調達が可能であること

第M-2回新株予約権については、行使価額が日々修正されることから、株価状況により予定した調達金額を満たさない可能性があるものの、速やかに行使が進むことが期待されるため、短期的に必要な資金を調達することが可能であると考えております。また、第M-3回新株予約権については「3 新規発行による手取金の使途 (2)手取金の使途」に記載した資本・業務提携及びM&Aの実行等により、当社の企業価値及び株主価値が向上した結果当社の株価が上昇した場合においては、株価が行使価額を一定程度上回った段階で速やかに行使が進むことが期待されると考えております。

以上の特徴により、速やかな必要資金の調達が可能であると考えられます。

[デメリット]

当初資金調達額が限定的

第M-2回新株予約権及び第M-3回新株予約権の特徴として、いずれも新株予約権者による権利行使があつて初めて、本新株予約権の行使個数に応じた割当株式数に行使価額を乗じた金額の資金調達がなされるため、本新株予約権の発行時点では、資金調達額が限定されます。

株価低迷時に資金調達が当初想定額を大きく下回る可能性

第M-2回新株予約権については、本新株予約権の下限行使価額は202円に設定されているため、株価水準によっては権利行使が行われず、また、株価が長期的に当初行使価額を下回った場合には、行使価額の修正に伴い、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。

また、第M-3回新株予約権については、株価が長期的に行使価額を下回った場合には行使自体がなされず、資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性があります。

割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

本新株予約権については、割当予定先が新株予約権を行使して取得した株式を機関投資家に対し又は市場で売却することを前提としており、現在の当社株式の流動性に鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

割当予定先が本新株予約権を行使せず、資金調達がなされない可能性

割当予定先には第M-2回新株予約権及び第M-3回新株予約権のいずれについても行使義務はないため、割当予定先が行使をしない場合、資金調達額は当初想定した額を下回る可能性もあります。

取得請求権により資金調達額が当初想定額を大きく下回る可能性

本新株予約権発行後、当社普通株式の株価が大幅に下落した場合又は東京証券取引所における当社普通株式の平均売買出来高が大幅に減少した場合等の一定の場合には、割当予定先が本新株予約権割当契約に定められた取得請求権(下記「[本新株予約権のその他特徴] 取得請求権」参照)を行使することにより、調達額が減少する場合があります。

第三者割当方式により投資家が限定的

第M-2回新株予約権及び第M-3回新株予約権のいずれについても第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資本調達を募る場合と比べて、資金調達先となる投資家が限定的となっていることから、既存株主が選択の余地なく希薄化の影響を受けることとなります。

[本新株予約権のその他特徴]

本新株予約権割当契約には、以下の内容が含まれております。

取得条項

第M-2回新株予約権及び第M-3回新株予約権のいずれについても、当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をし、割当予定先の事前の書面の同意を得たうえで、当社取締役会で定める取得日に、第M-2回新株予約権は1個当たり279円、及び第M-3回新株予約権は1個当たり249円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる旨の取得条項が付されております。なお、第M-2回新株予約権については、行使期間の開始日から9ヶ月が経過した後は、割当予定先の事前の書面の同意を要することなく、上記取得条項に基づき第M-2回新株予約権の全部又は一部を取得することができます。

解約条項

割当予定先は、( )新株予約権割当契約が履行不能又は履行困難となるような、不可抗力とみなされる事態が生じ又は生じるおそれがある場合、( )国家の又は国際的な金融・財政状態、政治情勢若しくは経済情勢又は為替レート若しくは為替管理に関して、割当予定先の合理的な意見として、新株予約権割当契約締結日以降、本新株予約権の買取又は本新株予約権の行使、これによって取得する本株式の売却に重大な悪影響が生じ又は生じるおそれがある場合、( )割当予定先による本新株予約権の保有、行使又は、これによって取得する本株式の売却が法令若しくは規則に反することとなった場合又はそのおそれがある場合、( )割当予定先が新株予約権割当契約に定められた前提条件のいずれかにつき、払込期日までに合理的に満足せず、かつ、放棄もされない場合、( )当社の表明保証に表明保証時点において誤りがある場合若しくは表明保証時点以降不正確になった場合、又は誓約・合意に違反した場合、( )上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第2項に定める事由が発生した場合、いつでも当社に通知することにより、新株予約権割当契約を解約することができます。また、かかる場合、割当予定先は当社に通知することにより、本新株予約権の一部又は全部の取得を請求することができます。かかる請求がなされた場合、当社は本新株予約権1個当たり発行価額と同額で当該本新株予約権を15取引日以内に取得するとともに、当社の責めに起因して割当予定先に生じた損害を賠償する旨を合意しております。

#### 取得請求権

本新株予約権の割当契約には、当社が消滅会社となる合併契約の締結又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結若しくは株式移転計画の作成が当社の取締役会で承認された場合、当社が発行する株式が取引所の定める上場廃止基準に該当するおそれがあると合理的に認められる場合、いずれかの取引日において東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が10取引日連続して第M-2回新株予約権発行要項に定める当初の行使価額の50%(202円)(但し、上記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整された行使価額の50%とします。)を下回った場合、いずれかの取引日において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が10取引日連続して第M-3回新株予約権発行要項に定める行使価額(404円)(但し、下記「2 新規発行新株予約権証券(株式会社アプリックス第M-3回新株予約権証券)(2) 第M-3回新株予約権の内容等 新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整された行使価額とする。)を下回った場合、いずれかの20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの東京証券取引所における普通取引の平均売買出来高が、平成30年2月14日(同日は含まない。)に先立つ20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買出来高(但し、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、当該割当株式数の調整に応じて調整されるもの)とします。)の50%を下回った場合、割当予定先が本新株予約権の行使期間満了の1ヶ月前の時点で未行使の本新株予約権を保有している場合、又は、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引が5取引日以上期間にわたって停止された場合には、割当予定先は、それ以後いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、本新株予約権(但し、上記に定める事由に基づく取得については、第M-2回新株予約権に限り、上記に定める事由に基づく取得については、第M-3回新株予約権に限りです。)の全部又は一部の取得を請求することができると定めております。当社は、当該取得請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日において、本新株予約権の発行価額と同額の金銭と引換えに、当該取得請求に係る本新株予約権の全部を取得します。なお、本新株予約権の行使期間が満了した場合でも、当該取得請求に係る各本新株予約権について本条に基づき当社が割当予定先に支払うべき本発行価額相当額の支払義務は消滅又は免除されません。

#### [他の資金調達方法との比較]

当社は、この度の資金調達に際して、金融機関からの借入れ、公募増資、ライツ・オフリング、第三者割当による新株発行、株主割当による新株発行等の資金調達方法を検討いたしました。

##### 金融機関からの借入れ

金融機関からの借入れについては、調達資金額が全額負債となるため、財務健全性が低下するとともに、今後の借入れ余地が縮小する可能性があります。

##### 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能になるものの、同時に1株当たり利益の即時希薄化を伴うため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えており、資金調達方法の候補からは除外しております。

##### ライツ・オフリング

新株予約権の無償割当てによる増資であるライツ・オフリングについては、既存株主における希薄化の影響を限定できるメリットはあるものの、新株流通による需給悪化懸念などから株価が大きく乱高下するおそれがあるため、既存株主へ与える影響が大きくなること、コミットメント型ライツ・オフリングにおいては、引受手数料等のコストが増大することが予想されること、ノンコミットメント型ライツ・オフリングにおいては、東京証券取引所有価証券上場規程第304条第1項第3号にて、最近2年間に於いて経常利益の額が正である事業年度がない場合にはノンコミットメント型ライツ・オフリングは実施できないとされているところ、当社はかかる基準を満たしておらず、ノンコミットメント型ライツ・オフリングを実施できない状況であるため、かかる手法は資金調達方法の候補から除外しております。

##### 第三者割当による新株発行

第三者割当による新株発行は、一度に多額の資金調達が可能としますが、今回の資金調達に際して様々な潜在投資家と折衝したものの、株式市場における当社の株価と当社の収益力及び財務内容等の要因により、すぐには第三者割当による新株発行を引き受けることが可能な投資家を見つけ出すことは困難であると判断したことから、今回の資金調達方法から対象外といたしました。

##### 株主割当

株主割当方式での新株発行では、希薄化懸念は払拭されますが、割当先である既存投資家の参加率が不透明であることから、十分な額の資金を調達できるかどうか不透明であり、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

## 社債

社債による資金調達は、一時に資金を調達できる反面、調達金額が負債となるため財務健全性が低下することから、今回の資金調達方法として適切ではないと判断いたしました。

## MSCB

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定せず、行使価額の下方向修正がなされた場合には潜在株式数が増加するため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられるため、資金調達方法の候補からは除外しております。

本新株予約権については、本新株予約権の交付予定株式数5,000,000株の90%である4,500,000株を最大交付株式数とする行使価額修正条項が付された新株予約権である第M-2回新株予約権と、行使価額が固定された新株予約権である第M-3回新株予約権という2種類の新株予約権に分けて発行いたしますが、第M-2回新株予約権については、上記「(1) 資金調達の目的及び理由」に記載したとおり当社は非常に脆弱な財務状況が継続しており、このような状況を改善するためには、当社が中核事業と位置付けるIoTソリューション事業の更なる拡充が急務かつ必要不可欠であり、各資金使途に調達した資金を速やかに充当し、各資金使途に記載した施策を早急に行う必要があること、かつ、下記「3 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載したとおり、当該資金使途において記載した施策を実行するにあたりあらかじめ前もって資金を確保する必要がある施策があること、また前倒しで費用を支出する必要があると考えている施策があること等の理由により、当社においては早期かつ短期での必要資金の調達という資金ニーズがあると考えているため、当該当社の資金ニーズを充足し得るファイナンス手法として、行使価額が日々修正されることから、株価状況により予定した調達金額を満たさない可能性があるものの、速やかに行使が進むことが期待され、かつ短期的に必要な資金を調達することが可能である行使価額修正条項付新株予約権(第M-2回新株予約権)を選定いたしました。なお、第M-2回新株予約権の行使価額修正条項のディスカウント率は、当社の過去事例及び近時の同種事例等を参考に、割当予定先との協議を踏まえ10%といたしました。また、第M-3回新株予約権については、割当予定先に対するインセンティブの要素を含む新株予約権の付与であるものの、下記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 d. 割当予定先の選定理由」に記載したとおり、第M-2回新株予約権のすべての行使及び第M-2回新株予約権のすべての行使により取得としたすべての当社株式の売却の完了を要件として、上記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」記載の割当予定先の紹介者であり、投資機会等の情報提供やコンサルティング等のサービスを提供しているアドバンテッジアドバイザーズ株式会社(代表者：笹沼泰助、住所：東京都港区虎ノ門四丁目1番28号)より、当社IoTソリューション事業に関係する新規顧客候補先の紹介、投資案件の紹介及びその他経営上の助言を適宜受けることが予定されており、またその行使については、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社が紹介した投資案件等が成就する等の要因により当社の企業価値並びに株主価値の向上及び当社株価状況等の改善が実現した場合、行使期間中において速やかな行使が期待できることから、行使価額が固定されたスキームであるM-3回新株予約権についても、今回の資金調達のファイナンス手法として適切であると考えております。

なお、第M-2回新株予約権及び第M-3回新株予約権いずれについてもその行使には不確実性があり、上記「(4) 本スキームの特徴 [デメリット]」に記載したとおり資金調達が当初想定額を下回る可能性はあるものの、当社は資金調達額が当初想定額を下回った場合には下記「3 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載のとおり、調達した資金額の範囲において各資金使途で記載した施策を実行していく予定であることから、資金調達額が当初想定額を下回った場合においても、現状と比較して、調達した資金の範囲内とはなるものの当社が中核事業と位置付けるIoTソリューション事業の拡充が可能になると考えております。また、上記「(4) 本スキームの特徴 [デメリット] 当初資金調達額が限定的」に記載したとおり、本新株予約権についてはいずれも新株予約権者による権利行使が初めて資金調達が行なわれるため、本新株予約権の発行時点では、資金調達額が限定されますが、本新株予約権の90%を占める第M-2回新株予約権については、本新株予約権の割当予定先が短期に行使する意思を表明していることから、当社としては当初の調達額が限定されているものの、今回の資金調達においては特段問題がないものであると考えております。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容  
該当事項はありません。
3. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決め内容  
当社が割当予定先との間で、平成30年2月14日で締結予定の第M-2回新株予約権割当契約には、上記「(注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (4) 本スキームの特徴」に記載した内容及び以下の内容が含まれます。

< 割当予定先による行使制限措置 >

東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、第M-2回新株予約権につき、制限超過行使を制限する旨を第M-2回新株予約権割当契約にて規定しております。具体的には、割当予定先が制限超過行使を行わないこと、割当予定先が第M-2回新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、第M-2回新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、割当予定先が第M-2回新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約させること、割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約させること、当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、当社は、割当予定先からの転売先となる者(転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。)との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等の内容について、第M-2回新株予約権割当契約により合意しております。

4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
該当事項はありません。

5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容  
該当事項はありません。

6. その他投資者の保護を図るために必要な事項  
該当事項はありません。

7. 第M-2回新株予約権の行使請求の方法

(1) 第M-2回新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の第M-2回新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う第M-2回新株予約権者が合意する方法により通知するものとします。

(2) 第M-2回新株予約権を行使する場合、上記(1)の行使請求の通知に加えて、第M-2回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。

(3) 第M-2回新株予約権の行使請求は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第M-2回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が上記(2)に定める口座に入金された日に効力が発生します。

8. 株券の交付方法

当社は、第M-2回新株予約権の行使請求の効力が生じた日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替により株式を交付する。

9. 新株予約権証券の発行

当社は、第M-2回新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2 【新規発行新株予約権証券(株式会社アプリックス第M-3回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	5,000個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	1,245,000円
発行価格	新株予約権1個につき249円
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成30年3月2日(金)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社アプリックス 経営管理部 東京都新宿区西早稲田二丁目20番9号
割当日	平成30年3月2日(金)
払込期日	平成30年3月2日(金)
払込取扱場所	株式会社三菱東京UFJ銀行 高田馬場支店 (東京都新宿区高田馬場3丁目2番3号)

- (注) 1. 株式会社アプリックス第M-3回新株予約権証券の発行については、平成30年2月14日(水)開催の取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、第M-3回新株予約権割当契約を締結し、払込期日に上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。
3. 本有価証券届出書の届出の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、第M-3回新株予約権に係る割当は行われないこととなります。
4. 第M-3回新株予約権の募集については、第三者割当の方法によります。
5. 第M-3回新株予約権の目的である株式の振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。
- 名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2) 【第M-3回新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式(完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。)
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 第M-3回新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は、500,000株(第M-3回新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」)は100株)とする。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、第M-3回新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割当株式数(以下「調整後割当株式数」、本欄第2項乃至第4項に定める調整前の割当株式数を「調整前割当株式数」)に応じて調整される。</p> <p>2. 当社が別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第4項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、第M-3回新株予約権を有する者(以下「第M-3回新株予約権者」)に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第4項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 第M-3回新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」)は、404円とする。但し、行使価額は本欄第4項に定める調整を受ける。</p> <p>3. 行使価額の修正 行使価額の修正は行わない。</p> <p>4. 行使価額の調整 (1) 当社は、第M-3回新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに第M-3回新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{より当該期間内に交付された株式数}}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨てるものとする。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

	<p>(4) その他</p> <p>行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号の場合は基準日)に先立つ45取引日に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、第M-3回新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、第M-3回新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>203,245,000円</p> <p>(注) すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額であり、別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第4項により、行使価額が調整された場合には、上記株式の発行価額の総額は増加又は減少する。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価額の総額は減少する。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>第M-3回新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る第M-3回新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る第M-3回新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別欄「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>第M-3回新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>

新株予約権の行使期間	平成30年3月2日から平成32年3月2日(但し、別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」各項に従って当社が第M-3回新株予約権の全部を取得する場合には、当社が取得する第M-3回新株予約権については、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)までとする。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 行使請求の受付場所 株式会社アプリックス 経営管理部 2. 行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱東京UFJ銀行 高田馬場支店
新株予約権の行使の条件	第M-3回新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	1. 当社は、第M-3回新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、第M-3回新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、第M-3回新株予約権1個当たり249円の価額で、第M-3回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第M-3回新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。 2. 当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となる場合又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、第M-3回新株予約権1個当たり249円の価額で、第M-3回新株予約権者(当社を除く。)の保有する第M-3回新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	第M-3回新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

## (注) 1. 第M-3回新株予約権の行使請求の方法

- (1) 第M-3回新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の第M-3回新株予約権を行使することができる期間中に上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う第M-3回新株予約権者が合意する方法により通知するものとします。
- (2) 第M-3回新株予約権を行使する場合、上記(1)の行使請求の通知に加えて、第M-3回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を、現金にて上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 第M-3回新株予約権の行使請求は、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該第M-3回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が上記(2)に定める口座に入金された日に効力が発生します。

## 2. 株券の交付方法

当社は、第M-3回新株予約権の行使請求の効力が生じた日の3銀行営業日後の日に振替株式の新規記録又は自己株式の当社名義からの振替により株式を交付する。

## 3. 新株予約権証券の発行

当社は、第M-3回新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

### 3 【新規発行による手取金の使途】

#### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
2,033,800,000	9,000,000	2,024,800,000

- (注) 1. 上記払込金額の総額は、本新株予約権の払込金額の総額(13,800,000円)に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(2,020,000,000円)を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、第三者委員会設置に係る費用、反社会的勢力との関連性に関する第三者調査機関報酬費用及び新株予約権の公正価値算定費用等の合計額であります。
4. 払込金額の総額は、すべての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、本新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少いたします。

#### (2) 【手取金の使途】

手取金の使途については、次のとおり予定しています。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
当社ソリューション及びプロダクトライン拡充のための投資資金	729百万円	平成30年3月～平成33年3月
新技術開発及び新事業立ち上げに要する投資資金	590百万円	平成30年3月～平成33年3月
資本・業務提携及びM&A	705百万円	平成30年3月～平成33年3月

- (注) 1. 当社は、本新株予約権の払込みにより調達した資金を速やかに支出する計画であります。支出実行までに時間を要する場合には銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

#### 当社ソリューション及びプロダクトライン拡充のための投資資金

上記の差引手取概算額2,024百万円のうち729百万円につきましては、現在当社が取り組んでいる既存の事業をより拡充するために必要となる資金に充当する予定です。729百万円のうち245百万円については、現在の売上を中心とする受託開発及び自社製品販売をより一層加速させるために、当該売上高の増加に伴い増大する協業先や委託先等への業務委託費用であり、243百万円については案件数の増加に伴って増大する製品製造費用に充当する予定です。当社では、IoTソリューション事業において一定の売上と利益を確保することができる受託開発案件を増やしたいと考えており、また既存及び新規顧客からの引き合いもあることから、着実に案件を受注し、複数の受託開発案件を平行して対応していきたいと考えておりますが、品質及び納期を担保しながら売上規模を増加させるためには前もって相応の人員・体制を確保しておくことが必要となります。しかしながら、顧客からの入金と委託先等への出金には時間的な差異が生じることから、業務委託費用について投資資金が必要であると考えております。また、製造委託費用については、国内で販売しており今後の海外展開を予定している位置情報を通知する当社ロケーションビーコン製品「MyBeacon」や当連結会計年度(平成30年12月期)より欧米及び日本で発売予定の外付けIoTユニット製品「IoTIZR(アイオータイザー)」等の当社IoT製品の製造に充当する予定です。これらの製品については販売開始後に着実にシェアを伸ばしていくためにも、製品製造費用の支出が前倒しで必要になると考えております。また、当社が現在主に取り組んでいるBluetooth Low Energy(BLE:低消費電力で通信が可能な近距離無線通信技術Bluetoothの拡張仕様の一つ)及び無線LAN等だけではなくLow Power Wide Area(LPWA:低消費電力で広域をカバーする無線技術)や5G(第5世代移動通信システム)等の新たな通信規格や既存のサービスを拡充するための技術等を用いた新たな製品及びサービス等の設計及び開発に要する部材や設備等の購入費用及びサーバーやクラウド等の使用に伴い発生する費用、各国法令に準拠した製品を生産するための品質保証及び認証取得等に必要となる費用として729百万円のうち160百万円を、新規市場又は顧客開拓や販売活動にあたり、各種施策を行うための販売促進費用として729百万円のうち81百万円を充当する予定です。

#### 新技術開発及び新事業立ち上げに要する投資資金

上記の差引手取概算額2,024百万円のうち590百万円につきましては、当社が20年以上に渡って展開してきた組込みソフトウェア事業、及び10年以上に渡る半導体開発を含む組込みハードウェア事業の知識と経験を根幹とした、当社のコア・コンピタンスでありIoT/CPS( 1)時代の要素技術でもある「総合的な組込み技術」を更に進化・深化し、広範かつ高い市場訴求力を備える製品・サービス等の開発を実現するための戦略立案及び研究等を専門とする部門を設置するための資金に充当する予定です。内訳としては、AI、ビッグデータ、ロボット、ブロックチェーン等の技術並びに空気・大気及び土壌等の計測・調査・制御等に係る産業分野について、大学院その他専門機関で研究してきた高度な専門知識を有する研究員や、企業等で当該事業に従事した豊富な経験を有する優秀な人材を確保するための資金として250百万円、及び当社の既存技術やサービスとの親和性及び拡張性を有する事業を開発するための活動資金として340百万円を充当する予定です。なお当該活動資金の中には、上記技術や分野の市場環境や最新技術動向等に係る調査活動費、及び研究開発活動を行うに当たり必要となるソフトウェアライセンスや設備の購入資金等が含まれております。

#### 資本・業務提携及びM&A

上記の差引手取概算額2,024百万円のうち705百万円につきましては、上記資金使途に記載した、当社の既存製品やサービスの拡充及び広範かつ高い市場訴求力を備える製品・サービス等の開発を実現するにあたり、新たに必要となることが見込まれたヒト・モノ・カネ等の経営資源を補うことを目的とした資本・業務提携及びM&Aに要する費用に充当する予定です。資本・業務提携及びM&A等で補う経営資源としては、AI、ビッグデータ等の分野でコアとなる技術や当社と親和性のあるサービスを有する企業、当社サービスの拡大に比例して増大するシステム運営管理や顧客サポート等を専門に行う企業、ブロックチェーン等の分散型技術をはじめとするIoTのオープンイノベーションを推進するための技術やサービスを有する企業等を想定していますが、実際の企業選定等については当社が今後実施する調査研究部門の活動や当社事業の進行状況により具体的に検討してまいります。なお、当社では、当該資本・業務提携及びM&Aとして2社程度を想定しており、M&A実施に必要なアドバイザー費用や弁護士費用等を含めて10~11億円程度と考えておりますが、当該資本・業務提携及びM&Aの実行については、その実行及び成立について当社とシナジー効果が見込める投資先が存在しない等の不確実性が伴うことから、計画どおりに進捗しない可能性があります。当社はその場合、本新株予約権の発行により調達した当該資金使途に充当する予定の資金について、上記「具体的な使途」に記載した資金使途「当社ソリューション拡充のための投資資金」に優先的に充当し、当社の既存事業部門による製品及びサービス売上の増大を目指してまいります。一方、当該資本・業務提携及びM&Aが計画通り推移し、今回の調達資金で不足する規模の企業や事業が候補となった場合は、当初予定していた充当額との差分を手元資金で補うことや候補先の見直し等も踏まえ実行可否を慎重に検討いたします。

なお、本新株予約権の発行により調達した資金につきましては、本新株予約権の行使がなされる都度調達した資金を「当社ソリューション及びプロダクトライン拡充のための投資資金」に優先的に充当し、「当社ソリューション及びプロダクトライン拡充のための投資資金」及び「資本・業務提携及びM&A」に順次充当していく予定です。

また、本新株予約権の行使状況等の要因により想定した資金調達額に達しなかった場合は、上記資金使途「新技術開発及び新事業立ち上げに要する投資資金調達資金」については、新たに新設する専門部門の予定確保人数の調整、調査に要する費用及び導入予定の設備数の見直し等を実施し、資金使途「当社ソリューション及びプロダクトライン拡充のための投資資金」については上記に記載した各施策の予定充当額の見直しを行い、また資金使途「資本・業務提携及びM&A」については、投資案件の規模を縮小する等の見直しを図ることで、調達した資金額の範囲において各資金使途で記載した施策を実行していく予定です。また、本新株予約権の行使状況により調達した資金が想定以上の金額となる場合は、上記「具体的な使途」に記載した資金使途に追加的に超過分を充当する予定です。

上記の記載した各資金使途の支出予定時期はそれぞれ「平成30年3月~平成33年3月」としてありますが、実質的な支出時期は平成30年3月から平成32年3月までを想定しており、当該期間において本新株予約権の発行により調達した資金を上記に記載した施策に充当することで、当社IoTソリューション事業の更なる拡充が可能となり、ひいては当社企業価値及び株主価値の向上が実現できるものと考えております。

#### 1. CPS(JEITA)

「CPSとは、実世界(フィジカル空間)にある多様なデータをセンサーネットワーク等で収集し、サイバー空間で大規模データ処理技術等を駆使して分析/知識化を行い、そこで創出した情報/価値によって、産業の活性化や社会問題の解決を図っていくものです。」

引用URL：<http://www.jeita.or.jp/cps/about/>

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

## 1 【割当予定先の状況】

投資事業有限責任組合インフレクション 号

## a. 割当予定先の概要

名称	投資事業有限責任組合インフレクション 号	
本店の所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	
出資約束金額	20.8億円	
組成目的	主として日本国内の金融商品取引所に上場されている会社等が発行するエクイティ及びエクイティ関連証券に対するマイノリティ投資を行うこと	
主たる出資者及び出資比率	Inflexion GP, L.P. 1% その他の出資者については、日本国内の事業会社3社及び個人投資家5人で構成されておりますが、具体的な名称及び出資比率の記載については本ファンドの方針により控えさせていただきます。	
業務執行組員又はこれに類する者	名称	Inflexion GP, L.P.
	所在地	c/o Walkers Corporate Limited, Cayman Corporate Centre, 27 Hospital Road, George Town, Grand Cayman KY1- 9008, Cayman Islands
	国内の主たる事務所の責任者の 氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職・氏名	General Partner : Inflexion GP, Inc.
	出資約束金額	20,600,000円
	事業内容	投資事業組合財産の運用及び管理
	主たる出資者及びその出資比率	Richard Folsom 100%

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

## c. 提出者と割当予定先の無限責任組員であるInflexion GP, L.P.との関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

## フラッグシップアセットマネジメント投資組合70号

## a. 割当予定先の概要

名称	フラッグシップアセットマネジメント投資組合70号	
本店の所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号	
出資額	4,040,000円	
組成目的	投資	
主たる出資者及び出資比率	業務執行組合員である株式会社フラッグシップアセットマネジメント(出資比率:99%)と、1名の一般組合員(個人)(出資比率:1%)から出資されております。	
業務執行組合員又はこれに類する者	名称	株式会社 フラッグシップアセットマネジメント
	所在地	東京都港区虎ノ門四丁目1番28号
	代表者の役職・氏名	代表取締役 猪熊英行
	資本金	50,000,000円
	事業内容	投資事業組合財産の運用及び管理
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社アドバンテッジパートナーズ 100%

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

## c. 提出者と割当予定先の業務執行組合員である株式会社フラッグシップアセットマネジメントとの関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	該当事項はありません。

## d. 割当予定先の選定理由

当社は、「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(株式会社アプリックス第M-2回新株予約権証券)

(2) 第M-2回新株予約権の内容等(注)1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由(1) 資金調達の目的及び理由」に記載したとおり、平成29年12月期中において発足した新経営体制のもと、中核事業であるIoTソリューション事業により注力するための施策を積極的に行ってまいりましたが、前連結会計年度(平成29年12月期)まで6期連続となる売上高の減少、営業損失の計上及び営業キャッシュ・フローのマイナスが継続していることから、当社の連結及び個別の財務諸表に「継続企業の前題に関する注記」が記載されている等、脆弱な財務状況が続いております。このような状況を改善するにあたり、IoTを取り巻く市場環境や技術動向の変化、サービスの多様化、競争の激化等が見られる当該事業への取り組みを強化するためには早急に収益性の改善及び財務基盤の強化が必要な状況であり、当該収益性の改善及び財務基盤の強化という目的を達成するためには、当社が中核事業と位置付けるIoTソリューション事業の更なる拡充及び新たに当社のIoTソリューションサービスであるアプリケーション、クラウド及びデバイス等をより高度なレベルで開発し、当社のコアコンピタンスである独自の「組込み技術」を更に向上させることによる収益性の向上の実現が必要不可欠であると考えております。しかしながら、当該IoTソリューション事業の更なる拡充に必要な資金については、上記のとおり脆弱な財務状況が続いている当社の内部留保のみで賄うことは非常に困難であると考えたため、当該必要資金の調達について、複数の潜在的投資者との間で検討及び議論を重ねてまいりました。

そのような中、資産の管理及び運用や経営全般に関するコンサルティングを行っているアドバンテッジアドバイザーズ株式会社より、同社が投資機会等の情報提供やコンサルティング等のサービスを提供しているファンドである上記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 a. 割当予定先の概要」記載のファンドを割当先候補として紹介され、当該ファンドからの出資の実施に向けた検討と協議を継続して行ってまいりました。当社は、様々な情報交換やヒアリング等により検討を行った結果、早期かつ短期の必要資金の調達という当社の資金ニーズを充足し得るファイナンス手法として、行使価額修正条項付新株予約権(第M-2回新株予約権)を提案されたこと、また、本新株予約権の第三者割当を実行することで、調達した資金を当社の収益性向上の実現に必要な不可欠な「第1 募集要項 3 新規発行による手取金の使途(2) 手取金の使途」に記載した各資金使途に早期に充当することが可能となること、並びに第M-2回新株予約権のすべての行使及び第M-2回新株予約権のすべての行使により取得としたすべての当社株式の売却の完了を要件として、その後一定期間において、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社より当社IoTソリューション事業に関係する新規顧客候補先の紹介、投資案件の紹介及びその他経営上の助言を適宜受けることが予定されていること等を助案し、当該ファンドを第三者割当の割当先として選定いたしました。なお、行使価額が404円に固定された第M-3回新株予約権については、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社より、上記に記載した当社に対する新規顧客候補先の紹介、投資案件の紹介及びその他経営上の助言が完了した後、当社に係るインサイダー情報の保有が無いことを確認したうえで当社の株価状況等を助案しながら第M-3回新株予約権の行使を行い、取得した当社株式を市場で売却する、いわばインセンティブの要素を含む新株予約権の保有を目的として提案されたものです。当社としては、必要以上の希薄化をもたらす株式や新株予約権等の発行は実施しない方針ではありますが、第M-3回新株予約権を発行することでアドバンテッジアドバイザーズ株式会社より上記の提案を受けることが可能となり、当該紹介された投資案件等が成就した場合は当社の更なる企業価値向上が期待できること、また、第M-2回新株予約権の行使より調達した資金を各資金使途に充当することで当社の企業価値並びに株主価値の向上及び当社株価状況等の改善が実現し、その結果、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社より紹介を受けた投資案件等が成就しない場合でも、行使期間中において第M-3回新株予約権の行使がなされる可能性は高いと判断したこと、更に、本新株予約権の交付予定株式数5,000,000株に対して第M-3回新株予約権の交付予定株式数500,000株が占める割合は10%(平成29年12月31日現在の発行済株式総数14,363,930株に対する割合は3.48%)であり、インセンティブの要素を含む新株予約権の発行新株予約権数としては過大な規模ではないと思われることから、第M-3回新株予約権の発行についても妥当であると判断しております。

e. 割り当てようとする株式の数

割当予定先に割り当てる本新株予約権の目的となる株式数は、以下のとおりです(但し、前記「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(株式会社アプリックス第M-2回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」欄及び「第1 募集要項 2 新規発行新株予約権証券(株式会社アプリックス第M-3回新株予約権証券) (2) 新株予約権の内容等」の「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがあります。)

第M-2回新株予約権

投資事業有限責任組合インフレクション 号	3,787,500株
フラッグシップアセットマネジメント投資組合70号	712,500株

第M-3回新株予約権

投資事業有限責任組合インフレクション 号	420,800株
フラッグシップアセットマネジメント投資組合70号	79,200株

f. 株券等の保有方針

割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当社と割当予定先である投資事業有限責任組合インフレクション 号及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合70号の間で継続保有及び預託に関する取り決めはありません。

なお、第M-2回新株予約権については、割当予定先に対するサービス提供者であるアドバンテッジアドバイザー株式会社の本件担当者から、割当予定先が第M-2回新株予約権の行使により取得する当社株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針である旨を口頭にて連絡を受けております。また、第M-3回新株予約権については、第M-2回新株予約権の行使及び当該行使により取得した当社株式の売却がすべて完了した後、アドバンテッジアドバイザー株式会社が当社に対し当社IoTソリューション事業に係る新規顧客候補先の紹介、投資案件の紹介及びその他経営上の助言を適宜実施し、原則として当該案件の完了後に、当社の業績及び市場動向等を助案しつつ行使及び取得した株式の売却を行う方針である旨の説明を、割当予定先の担当者から口頭で受けております。

また、当社と割当予定先は、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が第M-2回新株予約権を行使することにより取得する株式数が、第M-2回新株予約権の払込日時点における上場株式数(東京証券取引所が当該払込期日時点に公表している直近の上場株式数をいい、払込期日後に行われた株式の分割、併合又は無償割当てが行われた場合に公正かつ合理的に調整された上場株式数を含みます。)の10%を超える部分に係る転換又は行使(以下「制限超過行使」)を制限する旨を本新株予約権割当契約にて規定しております。具体的には、割当予定先が制限超過行使を行わないこと、割当予定先が第M-2回新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、第M-2回新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと、割当予定先が第M-2回新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記 及び に定める事項と同様の内容を約させること、割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記 及び に定める事項と同様の内容を約させること、当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと、当社は、割当予定先からの転売先となる者(転売先となる者から転売を受ける第三者を含む。)との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと等の内容について、本新株予約権割当契約により合意しております。

なお、本新株予約権の譲渡には当社の取締役会による承認が必要です。

g. 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の発行価額の払込みに要する財産の存在については、それぞれの割当予定先の銀行が発行する残高証明書(投資事業有限責任組合インフレクション 号については平成30年2月2日付、フラッグシップアセットマネジメント投資組合70号については平成30年2月7日付)を入手し、本新株予約権の発行価額の払込に足る現金預金を保有していることを確認いたしました。

以上により、本新株予約権の発行価額に係る払込みに支障はないと判断しております。

なお、本新株予約権の行使に際する払込資金につきましては、上記残高証明書に記載されている金額から本新株予約権の発行価額の払込に要する資金を除いた金額である約60百万円の範囲において、本新株予約権を行使し取得した当社株式を市場等で売却し、当該売却で得た資金を本新株予約権の行使に際する払込資金に充てていく予定である旨を割当予定先の担当者より確認しております。

h. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先である投資事業有限責任組合インフレクション 号及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合70号及びその業務執行組合員並びにその役員、並びに各割当予定先の業務執行組合員及びその代表者、また割当予定先全出資者のうち未上場企業及び個人について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係の有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社J P リサーチ & コンサルティング(東京都港区虎ノ門3 - 7 - 12/代表取締役・古野啓介)に調査を依頼し、以下に記載する方法で調査を行ったとの報告を受けております。

1. 公開情報

登記簿謄本等の官公庁提出書類、インターネット、雑誌、週刊誌などからの情報収集

2. 独自情報

公知情報から株式会社J P リサーチ & コンサルティングが独自に構築した反社会的・反市場勢力のデータベースとの照合

これらの調査の結果、上記調査対象者について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報はありませんでした。

その他の出資者のうち、東京証券取引所に上場する会社については、各社のホームページにおいて証券取引所に提出した「コーポレートガバナンス報告書」において反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本的方針を定めていることを確認しました。

これらの結果当社は、割当予定先の全出資者が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないと判断いたしました。

なお、当社は、割当予定先関係者が暴力団等とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

i. 特定引受人に関する事項

該当事項はありません。

2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡の際には当社取締役会の承認が必要であります。

### 3 【発行条件に関する事項】

#### (1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の評価を第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎知岳、住所：東京都港区元赤坂1丁目1番8号)に依頼しました。当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定に当たって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施したうえで、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の新株予約権割当契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを適用して算定を実施するものとなりました。

また、当該算定機関は、評価基準日現在の市場環境等を考慮し、当社の株価、ボラティリティ、当社株式の流動性等について一定の前提(当社は割当予定先の権利行使を阻害する行動を取らないことを前提として行動すること、原則として行使期間満了時点における割当先からの取得請求権に基づく取得の場合を除いて、取得条項に基づく当社からの通知による取得はなされないものとし、割当予定先は上記内容を前提として第M-2回新株予約権については、修正後行使価額が下限行使価額を上回る株価水準、又は第M-3回新株予約権については株価が権利行使価額を上回る株価水準においては任意に出来高の一定割合(12.5%)の株数の範囲内で任意に権利行使及び売却を行なうものとする、第M-2回新株予約権と第M-3回新株予約権のいずれも権利行使が可能な株価水準においては第M-2回新株予約権の権利行使が優先されるものとする)を置き、評価を実施しています。更に、割当予定先の事務負担・リスク負担等の対価として発生が見込まれる本新株予約権に係る発行コストや本新株予約権を行使する際の株式処分コストについて、過去において他の上場企業により実施された類似の新株予約権発行事例において発行条件から逆算されるスプレッド水準や、他の上場企業により実施された普通株式の公募増資における公表値より類推される株式処分コスト等相当額水準を参考にして評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した新株予約権の1個あたりの評価額(第M-2回新株予約権評価額279円、第M-3回新株予約権評価額249円)を参考に、割当予定先との間での協議を経て、第M-2回新株予約権の1個あたりの払込金額は279円、第M-3回新株予約権の1個の払込金額は249円といたしました。また、本新株予約権の行使価額については、第M-2回新株予約権の当初行使価額は平成30年2月13日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%相当額である404円とし、また第M-3回新株予約権については、インセンティブの要素を含む新株予約権であることを鑑みて、当社の直近の株価を設定することで、当社の企業価値向上が実現した場合において初めて割当予定先が第M-3回新株予約権の行使及び取得した株式の売却による利益を享受できるよう、平成30年2月13日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の100%相当額である404円といたしました。

本新株予約権の払込金額の決定に当たっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額を参考に、割当予定先との間での協議し本評価額について合意を得たことを確認した後に決定されているため、本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

さらに、当社は本新株予約権の発行については、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業(東京都千代田区)及びS&Nパートナーズ法律会計事務所(東京都文京区)に対し、その算定方法や前提となる条件設定の合理性についての検証を依頼し、当社と割当予定先との新株予約権割当契約書や有価証券届出書、赤坂国際会計の価値評価報告書等必要な書類を考察し、当社と割当予定先との間の契約の締結や本新株予約権の割当日における発行等が日本国の法令その他に抵触しないか等を検討し、現在妥当しうる解釈に照らし、本新株予約権の発行が有利発行を含め日本国の法令に抵触しない旨の法律意見の表明を受けております。

なお、当社監査役3名(うち社外監査役2名)からは、当社による本新株予約権の発行及び本新株予約権に係る割当契約証書(以下「本新株予約権割当契約」)の締結は、会社法その他適用法令に従い、当社の平成30年2月14日付取締役会決議により適法に授權されること、本新株予約権割当契約は適法、有効であり、かつ、その条項に従って法的拘束力を有する当社の債務を構成する契約であること、並びに、本新株予約権の発行は、法令若しくは当社の定款その他の内部規則に違反せず、また著しく不正な方法により行われるものではないこと等を前提として、本新株予約権の発行要項の内容及び上記の赤坂国際会計の算定結果を踏まえ、本新株予約権の払込金額は特に有利な金額には該当しないと判断は相当であると思料する旨の監査役会意見書を受領しております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株予約権の行使により新たに交付される普通株式数5,000,000株に係る議決権数は50,000個であり、当社の総議決権数141,689個(平成29年12月31日現在)に占める割合が35.29%となります。また、本新株予約権発行の取締役会決議日である平成30年2月14日から6ヶ月以内である平成29年11月27日に当社が発行した第S-3回新株予約権がすべて行使された場合に新たに発行される当社普通株式数787,500株に係る議決権数7,875個と合算した場合、平成29年12月31日現在の総議決権数141,689個から前記第S-3回新株予約権の潜在議決権数7,875個を除いた総議決権数133,814個に対して43.25%の希薄化が生じることとなります。

しかしながら「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(株式会社アプリックス第M-2回新株予約権証券) (2) 第M-2回新株予約権の内容等 (注) 1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由 (1) 資金調達の目的及び理由」に記載のとおり、当社は前連結会計年度(平成29年12月期)まで6期連続となる売上高の減少、営業損失の計上及び営業キャッシュ・フローのマイナスが継続し、当社の連結及び個別の財務諸表に「継続企業の前提に関する注記」が記載されている等、脆弱な財務状況が続いていることから、変化が起こりやすく、かつ今後競争の激化が予想されるIoTへの取り組みを強化するためには早急に収益性の改善及び財務基盤の早急の強化が必要な状況です。本新株予約権の発行については、25%以上の希薄化が発生する大規模な資金調達となりますが、本新株予約権の発行により上記「第1 募集要項 3 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した「当社ソリューション及びプロダクトライン拡充のための投資資金」、「新技術開発及び新事業立ち上げに要する投資資金」、及び「資本・業務提携及びM&A」のための投資資金にそれぞれに充当することによって、上記に記載した早期の収益性改善及び財務基盤強化が可能となり、その結果、当社企業価値及び株主価値の向上に寄与するものと考えております。なお、本新株予約権全てが行使された場合における最大交付株式数5,000,000株は当社株式の過去1年間における1日当たりの平均出来高246,625株に対して約20.27日分であることや、当社株式の直近1年間の平均の出来高246,625株に対し、本新株予約権が全て行使された場合の発行株式数5,000,000株を行使期間である2年間で行使し、取得した当社株式を売却とした場合の1日当たりの数量は6,849株であり、上記過去1年間の1日当たりの出来高246,625株の36.0%となること、また割当予定先は上記「2. 募集の目的及び理由 (4) 資金調達方法の特徴 [他の資金調達方法との比較]」に記載したとおり、本新株予約権の交付予定株式数5,000,000株の90%である4,500,000株を最大交付株式数とする第M-2回新株予約権については短期に行使する意思を表明していること等の事情を鑑み、本新株予約権の行使により交付される株式数は市場に対してある程度の影響を与える規模であると思われませんが、当社は、上記に記載したとおり本新株予約権の発行により上記「3. (2) 手取り金の使途」に記載した「当社ソリューション及びプロダクトライン拡充」、「新技術開発及び新事業立ち上げに要する投資資金」、及び「資本・業務提携及びM&A」のための投資資金にそれぞれに充当することによって、上記に記載した早期の収益性改善及び財務基盤強化が可能となり、その結果、当社企業価値及び株主価値の向上に寄与するものと考えていることから、当社といたしましては、本第三者割当による株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

なお、本新株予約権の発行は、上記のとおり25%以上となる大規模な希薄化を伴う内容であるため、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の定めに従い、必要な手続きを進めてまいります。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

「3 発行条件に関する事項 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方」に記載の通り、本新株予約権の行使により新たに交付される普通株式数5,000,000株に係る議決権数は50,000個であり、当社の総議決権数141,689個(平成29年12月31日現在)に占める割合が35.29%となります。また、本新株予約権発行の取締役会決議日である平成30年2月14日から6ヶ月以内である平成29年11月27日に当社が発行した第S-3回新株予約権がすべて行使された場合に新たに発行される当社普通株式数787,500株に係る議決権数7,875個と合算した場合、平成29年12月31日現在の総議決権数141,689個から前記第S-3回新株予約権の潜在議決権数7,875個を除いた総議決権数133,814個に対して43.25%の希薄化が生じることとなります。したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第二号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	割当前の 所有株式数 (株)	割当前の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
投資事業有限責任組合 インフレクション 号	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番28号	0	0%	4,208,300	21.95%
フラッグシップアセッ トマネジメント投資組 合70号	東京都港区虎ノ門四丁目 1 番28号	0	0%	791,700	4.13%
郡山 龍	東京都新宿区	497,700	3.51%	497,700	2.60%
カブドットコム証券株 式会社	千代田区大手町 1 丁目 3 番 2 号	482,000	3.40%	482,000	2.51%
チャールズ レーシー	愛知県名古屋市中区	250,000	1.76%	250,000	1.30%
由井 伯秀		242,700	1.71%	242,700	1.27%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町 1 丁目 2 番10号	188,900	1.33%	188,900	0.99%
CHASE MANH ATTAN BAN K GTS CLIE NTS ACCOUN T ESCROW(常任 代理人: 株式会社みず ほ銀行決済営業部)	5TH FLOOR, TR INITY T OWER 9, THOMA S MORE STREET LONDO N, E1W 1 YT, UNITED KI NGDOM	93,013	0.66%	93,013	0.49%
堀内 茂隆	福岡県久留米市	88,600	0.63%	88,600	0.46%
戎 黎君	大阪府堺市	88,500	0.62%	88,500	0.46%
水野 信一	東京都千代田区	80,645	0.57%	80,645	0.42%
継岩 兔代多	愛知県津島市	80,095	0.57%	80,095	0.42%
計		2,092,153	14.77%	7,092,153	37.00%

- (注) 1. 割当前の「割当前の所有株式数」及び「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年12月31日現在の株主名簿を基準として記載しております。
2. 「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年12月31日現在の所有株式数に係る議決権の数を、平成29年12月31日現在の総議決権数(141,689個)で除して算出した数値であり、「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成29年12月31日現在の所有株式数に係る議決権の数を、平成29年12月31日現在の総議決権数(141,689個)に、本新株予約権が全て行使された場合に増加する株式に係る議決権数(50,000個)を加えた数で除して算出しております。
3. 投資事業有限責任組合インフレクション 号及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合70号の「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、本新株予約権を全て行使した場合に増加する株式数を加算し算出しております。
4. 「割当前の総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点第3位を四捨五入しております。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

### (1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

本新株予約権の行使により新たに交付される普通株式数5,000,000株に係る議決権数は50,000個であり、当社の総議決権数141,689個(平成29年12月31日現在)に占める割合が35.29%となります。また、本新株予約権発行の取締役会決議日である平成30年2月14日から6ヶ月以内である平成29年11月27日に当社が発行した第S-3回新株予約権がすべて行使された場合に新たに発行される当社普通株式数787,500株に係る議決権数7,875個と合算した場合、平成29年12月31日現在の総議決権数141,689個から前記第S-3回新株予約権の潜在議決権数7,875個を除いた総議決権数133,814個に対して43.25%の希薄化が生じることとなり、支配株主の異動はないものの、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

しかしながら、「第1 募集要項 1 新規発行新株予約権証券(株式会社アプリックス第M-2回新株予約権証券)

(2) 新株予約権の内容等 (注)1. 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金調達をしようとする理由(1) 資金調達の目的及び理由」に記載のとおり、当社は前連結会計年度(平成29年12月期)まで6期連続となる売上高の減少、営業損失の計上及び営業キャッシュ・フローのマイナスが継続し、当社の連結及び個別の財務諸表に「継続企業の前提に関する注記」が記載されている等、脆弱な財務状況が続いていることから、当社としては、更なる当社企業価値及び株主価値向上を実現するためには外部から資金調達を行い、「第1 募集要項 3 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した資金使途である 新技術開発及び新事業立ち上げに要する投資資金、並びに 当社ソリューション及びプロダクトライン拡充のための投資資金にそれぞれ充当することで当社の収益性の改善及び財務基盤の強化を図ることが急務であると判断し、本新株予約権の発行について当社取締役会にて決議いたしました。

### (2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会判断の内容

上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本新株予約権の行使により新たに交付される普通株式数5,000,000株に係る議決権数は50,000個であり、当社の総議決権数141,689個(平成29年12月31日現在)に占める割合が35.29%となります。また、本新株予約権発行の取締役会決議日である平成30年2月14日から6ヶ月以内である平成29年11月27日に当社が発行した第S-3回新株予約権がすべて行使された場合に新たに発行される当社普通株式数787,500株に係る議決権数7,875個と合算した場合、平成29年12月31日現在の総議決権数141,689個から前記第S-3回新株予約権の潜在議決権数7,875個を除いた総議決権数133,814個に対して43.25%の希薄化が生じることとなります。

当社取締役会において、このような希薄化をもたらす本第三者割当の実行について慎重に審議を重ねてまいりましたが、「3 発行条件に関する事項 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方」に記載のとおり、本新株予約権の発行により調達した資金を「第1 募集要項 3 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した資金使途 新技術開発及び新事業立ち上げに要する投資資金、並びに 当社ソリューション及びプロダクトライン拡充のための投資資金にそれぞれ充当することで当社の収益性の改善及び財務基盤の強化が早期に可能となり、その結果当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与するものであると判断したことから、本新株予約権の発行による株式の発行数量及び希薄化の規模は合理的であり、かつ本新株予約権の発行の必要性は高いと判断いたしました。

### (3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本新株予約権の発行については、「3 発行条件に関する事項 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方」に記載のとおり希薄化率が25%以上となるため、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条の規定に基づき、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手または当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意見確認手続きのいずれかが必要になります。

当社は、当社及び割当予定先との間に利害関係のない社外有識者である渥美坂井法律事務所弁護士法人パートナー 外山照久氏(弁護士・公認会計士)を委員長、Cenxus Consulting株式会社 代表取締役 平山友暁氏(公認会計士・税理士)、及びサン共同税理士法人 代表社員 朝倉歩氏(税理士)を委員とする3名によって構成される第三者委員会に、本新株予約権の発行に関する諮問を行いました。当社は、第三者委員会に対して、当社の概要及び現状における財務状況や経営成績、金融機関との取引状況、本新株予約権の発行に係る募集株式発行の目的及び理由、発行価額算定の根拠、調達資金の使途、発行条件の適法性、発行数量及び株式の希薄化の規模、募集後の大株主及び持株比率並びにその他必要と思われる事項と、第三者委員会からの質問事項に関して詳細に説明を行い、第三者委員会はこれを踏まえて当社の業績、財政状態、財務諸表に「継続企業の前提に関する注記」が付記されている状況、無配が継続している状況、財務や資金調達活動の状況、本第三者割当の手取金の使途及び発行条件等、当社株式の市場での売買及び株価の状況等を前提として、本第三者割当の必要性並びにファイナンス・スキームとしての相当性、本払込金額の相当性、発行数量及び株式の希薄化の規模の相当性について慎重に審議・検討を行いました。

その結果、第三者委員会は、本第三者割当の必要性及び相当性については、次に掲げる理由により、一定の必要性及び相当性が認められるとしました。

#### <本第三者割当増資の必要性>

##### (1) 必要性

貴社は、自己資本比率約90.2%、流動比率約98.4%を維持しており、現時点での支払い能力は確保出来ていると考えられるものの、前連結会計年度(平成29年12月期)まで6期連続となる売上高の減少、営業損失の計上及び営業キャッシュ・フローのマイナスが継続しており、構造的なキャッシュ・アウト状況が続いている。前連結会計年度の出版事業の事業再編の結果、組織構造が変化しているため、一概に比較することは困難なものの、単年度における純損失額並びに現金及び現金同等物の減少額は、現時点における現預金残高及び純資産金額を超過しており、将来的な財務基盤の確保は急務である。これには、抜本的な収益構造改革により、安定した利益基盤とキャッシュ・フロー源泉を確保することが必要不可欠である。

この点に関する具体的な施策として、貴社は、テクノロジー事業におけるIoT製品化に必要なトータルソリューション提供による顧客ニーズへの適合化と、出版事業における事業再編による選択と集中等を、昨年より推進している。しかしながら、これらの施策効果は収益構造への改善に寄与する兆しは見えて来ているものの、直近会計年度においても、営業損失及び営業キャッシュ・フローがマイナスとなっている状況を覆す程度の即効性は得られておらず、これらの施策効果を引き続き進めてゆくためには、構造改革過程のキャッシュ・フロー確保を行った上で、必要な投資資金を確保するための抜本的な資金調達が必要不可欠である。

##### (2) 本第三者割当増資による資金使途

貴社が上記の施策を実行するための事業計画において、ソリューション拡充のための投資資金として729百万円、新技術開発及び新事業立ち上げに要する投資資金として590百万円、事業提携及びM&Aのための投資資金として705百万円の資金需要が、今後3カ年度において生ずることとされている。

これらの項目に関して、本委員会が検討した結果は、以下のとおりである。

(a) ソリューション拡充

上記(2)の資金需要である729百万円のうち、488百万円は受託開発案件及び自社製品販売に充当する予定であるところ、これは現在の主力売上源泉活動であり、安定した収益拡大に直結する用途であると考えられる。具体的には、今後販売を予定している外付けIoTユニット製品「IoTIZR(アイオータイザー)や、現在国内で販売しているロケーションビーコン製品「MyBeacon」等の製造費用に充足することを計画しており、これらの製品化及び販売の拡充が進むことで、売上機会の増大と原価圧縮が期待できることから、営業利益率の改善につながると考えられる。なお、「IoTIZR」は、製品マスター完了後の改良を重ね、すでに展示会等に出品可能な状態であることから、販売開始の蓋然性が高いと判断した。

また、残余の資金需要である約160百万円に関しては、Low Power Wide Area(LPWA:低消費電力で広域をカバーする無線技術)や5G(第5世代移動通信システム)等の新たな通信規格や既存のサービスを拡充するための技術等を用いた新たな製品及びサービス等の開発等に充てるとされており、販売促進活動として、81百万円を充てるとされている。技術革新が激しく、需要者側での通信規格が多様化している現在のIoT市場環境を勘案すると、既存製品だけで収益拡大していくのには限界とリスクがあることから新製品開発は必要不可欠であり、その金額的水準も合理的である。

(b) 新技術開発及び新事業立ち上げ

上記(2)の資金需要である590百万円は、製品・サービス等の開発を実現するための戦略立案及び研究等を専門とする部門を設置するための資金とされており、その内訳は、専門的知識、経験を有する人材確保に250百万円、既存技術やサービスとの親和性及び拡張性を有する事業を開発するための活動資金として340百万円である。

当委員会が、各費用項目に関する明細の査閲と聴き取りを行ったところ、貴社の主要売上セグメントであるIoTソリューション事業において必要とされる高度専門的知識をもった人材を確保するための費用、bluetooth及び無線LAN以外の多様な通信規格に対応した商品展開を可能にさせる研究開発活動のための必要資金として、合理的な使途であると判断した。特に、通信規格の多様化への対応資金に関しては、顧客側の需要環境の変化を踏まえると、将来的な収益獲得源泉の確保のために必要不可欠な投資であると考えられる。

(c) 事業提携及びM&A

上記(2)の資金需要である705百万円で見込まれているM&Aは2件であり、これらの計画に関する投資額根拠について代表取締役兼取締役社長への聴き取りを行い、不合理な点はないとの心証を得た。

ただし、事業提携計画及びM&A計画の性質上、これらの計画実現性には不確実性が伴うことが不可避であり、また、本第三者割当による資金調達額のうち、本使途に充当する金額的割合が高いことから、当委員会は、この点に関して特に慎重な検討を行った。本第三者割当の希釈化率の高さや、計画実現の不確実性を考慮してもなお、既存株主にとって当該使途での資金調達が必要かつ相当であるかについて、不合理では無いという消極的理由を超えて、肯定できるか否かを検討する必要があるからである。

当委員会がこれらを肯定する結論に至った理由は、主として、以下二点である。

まず、本第三者割当先及び割当条件を含めた一連のスキームが、当該使途での計画実現の確実性を高めるべく設計されていると判断したことが挙げられる。すなわち、本割当先に主たる出資者としても参画しているアドバンテッジアドバイザーズ株式会社は、本件と類似したスキームの実績が豊富であるところ、第M-2回新株予約権の全ての行使及び第M-2回新株予約権のすべての行使により取得した全ての貴社株式の売却完了を要件として、貴社は、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社から、IoTソリューション事業に関する投資案件の紹介を含めた経営助言を受けることが可能となる。また、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社には、紹介を受けた当該投資案件等が完了した場合において、貴社の株価状況等を勘案し、かつインサイダー情報の保有が無い状況となったことが確認された上で、第M-3回新株予約権の行使が可能となるという同社に対するインセンティブの要素を含む新株予約権が付与されている。これにより、本第三者割当の一連のスキームにおいて、当該計画の支援能力が十分に期待されるアドバンテッジアドバイザーズ株式会社による計画実現のための積極的関与が期待できると判断した。

次に、上記(2) ないし の用途に基づく投資期間中の手元資金確保に資するという観点が挙げられる。現時点での貴社の現金及び預金残高は約881百万円であるところ、かかる残高金額は、平成29年12月期における会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書上の現金及び現金同等物の減少額である約 292百万円を下回る水準でしか無いからである。すなわち、上記のとおり、新技術開発及び新事業立ち上げへの投資やソリューション拡充のための投資が必要ではあるものの、かかる投資効果が実現するまでには一定期間を要するところ、効果発現までの期間が事業計画での見積りと乖離して長期化した場合に、一時的に資金繰り状況が悪化して支払い不能な資金状況に陥るリスクを最小化することが、既存株主保護の観点からも必要不可欠である。当該用途に基づく資金調達額は、現時点での貴社の現金及び預金残高と併せると、少なくとも次期事業年度期間中に合理的に予想される資金流出リスクを最小化するために寄与する水準であると考えられるから、本第三者割当による投資効果を既存株主がより安定的に享受できるように確保させるために、必要かつ相当な水準であると考えられる。

### (3) 小結

以上のとおり、具体的な用途及び金額規模並びにそれらに関する貴社の説明に不合理な点は見当たらず、また、貴社の収益構造改善のための抜本的な構造改革の必要性に照らして合理的であるから、本第三者割当は、結局、貴社の企業価値を維持、向上させることに寄与するものであることが見込まれるため、必要性が認められる。

#### <本第三者割当増資の相当性>

##### (1) 発行価額は有利発行に該当しないこと

会社法238条第3項第2号にいう「特に有利な金額」での発行とは、公正な払込金額よりも特に低い価額による発行をいう。また、募集新株予約権の公正な払込金額とは、現在の株価、行使価額、行使期間、金利、株価変動率、行使条件等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された募集新株予約権の発行時点における価額のことをいう。

当委員会が、貴社が発行価額の評価を委嘱した第三者機関である株式会社赤坂国際会計の新株予約権評価報告書を査閲したところ、一般妥当と考えられる評価モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを採用した算定がなされており、適用されているパラメーター等の根拠数値や前提条件に関しても、その評価過程に特段不合理な点は見当たらなかった。そして、本第三者割当の払込金額は、かかる評価報告書で算出された募集新株予約権の発行時点での評価額とされているから、当委員会は、本件新株予約権の払込金額は、本件新株予約権の割当先となる者につき、「特に有利な金額」に該当するものではないと判断した。

##### (2) 他の資金調達手段との比較

第2の1(2)(c)で述べたとおり、本第三者割当は、その一連のスキームをもって、貴社に必要となる資金調達を実施し、財務基盤を安定させつつ収益構造の抜本的改革を行うことを可能とするものであるから、貴社の企業価値の向上に資するものであり、本件割当先に対する本第三者割当を行うことは合理的である。また、以下の点に鑑みれば、他の資金調達手段に比して、本第三者割当の方が優れているといえる。

##### (a) 株主割当による新株発行

株主割当による新株発行の場合、既存株主の持株比率の低下や1株当たりの利益の希薄化という問題が生じないというメリットがあるものの、公募による新株発行に比してコストがかかる面が否めず、また、貴社の株価推移や経営成績の状況に鑑みると、払い込みを行わない既存株主比率も相応に見込まれることから、そもそも必要な資金調達額が得られる蓋然性が低いと言わざるを得ない。また、払い込みに応ずる既存株主に対する経済的負担も看過できず、当該方法を採用することは現実的ではない。

(b) 公募または第三者割当による新株発行

本件規模の多額かつリスクの高い出資の引受先を探すことは、貴社の経営成績及び財務状況に照らして困難であると考えられるところ、複数社と交渉したもののすべて不調に終わったという貴社の説明を受けた。貴社の客観的状況に照らし、かかる説明は合理的であるため当該手段は実効性に乏しく、また、そもそも希釈化に関するデメリットも回避出来ないため、採用困難な選択肢であるといえる。

(c) ライツオフアリング

既存株主の持株比率への影響、希薄化は相当程度回避可能であるが、権利行使がなされなかった場合には、必要な資金調達ができないというデメリットが大きく、上記のとおり、その弊害が懸念される程度が大きいいため、目的達成手段として採用しえない選択肢であると考えられる。

(d) 金融機関からの融資

本件資金調達は、貴社の収益構造を変革するための長期投資資金としての性格を有するところ、金利面等で必ずしも有利でない間接金融方式よりも、返済の必要性がなくキャッシュ・フローを向上させるという直接金融方式の方が合目的であるといえる。また、収益構造が改善する前にこのような金額的規模の有利子負債を増加させることは、財務の安定性の観点からも、採りえない選択肢であると考えられる。

(3) 割当予定先の相当性

本割当先は、いずれも他社において本件と類似したスキームで実績があるアドバンテッジアドバイザーズ株式会社が割当先として選定した企業であり、割当先に対する信頼性は一定程度担保されている。また、上述のとおり、本割当先を選定することにより、貴社が、アドバンテッジアドバイザーズ株式会社より新規顧客候補先の紹介、投資案件の紹介及びその他経営上の助言を適宜受けることが可能となるため、本件資金調達の目的に照らして相当である。

なお、貴社は、本第三者割当に先立ち、本割当先が反社会的勢力等との関わりがないことを、第三者調査機関である株式会社JPリサーチ & コンサルティングに委嘱して調査しており、同社の調査報告書においても、これらの割当予定先が、暴力団等の反社会的勢力ではないこと、違法行為に関わりがないことが明らかとなっている。以上の事実から、本割当先を選定したことは相当であると考えられる。

(4) 払込みの確実性

本第三者割当において予定されている資金調達総額の90%を占める第M-2回新株予約権は行使価額修正型新株予約権であることから、証券の性質上、当該新株予約権の行使による払込みの蓋然性が高い。また、貴社の適時開示書類によれば、貴社が直近3年間に発行した本件類似の行使価額修正型新株予約権である、平成28年2月29日割当日の割当先をマコーリー・バンク・リミテッドとする第M-1回新株予約権も、行使期間内に全量行使されている。

これらの事情と、第M-2回新株予約権の割当先である投資事業有限責任組合インフレクション 号も、早期かつ短期での行使の意向を示しているという貴社の説明を総合的に勘案すると、払込みの確実性が肯定できる。

(5) 発行規模の相当性

本第三者割当の希薄化率は、平成29年12月31日現在の発行済株式総数14,363,930株に対して34.81%、総議決権数141,689個に対して35.29%であり、また本新株予約権発行の取締役会決議日である平成30年2月14日から6ヶ月以内である平成29年11月27日に当社が発行した第S-3回新株予約権がすべて行使された場合に新たに発行される当社普通株式数787,500株(議決権数7,875個)と合算して、前回第三者割当増資決議日である平成29年11月9日現在の発行済株式総数14,353,930株に対して40.32%、総議決権数141,590個に対して40.88%の希薄化が生じることから、本新株予約権の発行については25%を超える大規模な希薄化が生じる。

しかしながら、新株予約権の目的である普通株式数は最大交付株式数が限定されており、将来の株価変動により予測に反した希薄化が生じるおそれがない。さらに、貴社取締役会の決議により一定の条件の下で、貴社が取得することを可能とする取得条項が付されていることから、資本政策上の柔軟性が認められる。さらに、金額的割合の大きな第M-2回新株予約権には、行使価額修正条項が付されており、行使回数の分散による株価への影響軽減効果が期待できるから、上記第3の1で述べた本件資金調達の実現性及び用途に鑑み、相当な水準であると考えられる。

(6) 既存株主への影響

本第三者割当により当社既存株主の持株比率及び議決権比率に一定の希薄化が生じるものの、本第三者割当により、貴社の収益構造とキャッシュ・フロー構造を改善するための事業投資を可能とさせ、投資実行期間中の余裕資金の確保にも資するものであることから、本第三者割当による貴社企業価値の向上が期待可能であり、当該希薄化の影響は、将来的には緩和されるものであると考えられる。

よって、本第三者割当による既存株主への希薄化の影響には、合理性が認められるものとする。

(7) 小結

以上の事情を総合的に考慮した結果、本委員会は、本第三者割当には相当性が認められると判断した。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1. 資本金の増減について

組込情報の有価証券報告書(第32期)の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に、資本金及び資本準備金の額は、以下のとおり減少しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増減額(円)	残高(円)	増減額(円)	残高(円)
平成29年3月31日	12,020,939,177	1,861,668,197	617,907	

(注) 1. 会社法第447条第1項及び会社法第448条第1項に基づき、資本金及び資本準備金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振り替えたものであります。

### 2. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第32期)及び四半期報告書(第33期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の提出日までの間に生じた変更及び追加すべき事項は、以下のとおりです。なお、変更又は追加がある項目のみ抜粋し、変更又は追加箇所を下線で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書の提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

#### 「事業等のリスク」

##### (12) 重要事象等について

当社グループは、総合エンターテインメント事業を中心とした事業から、テクノロジー事業への転換を行ってまいりました。当連結会計年度においては、平成29年3月31日付で実施した出版事業に属する子会社3社の株式譲渡の実施等により、売上高は557,638千円(前連結会計年度の売上高1,526,640千円)と出版事業の売上高が含まれていた前連結会計年度と比較して63.5%減少したものの、営業損失は405,772千円(前連結会計年度の営業損失929,271千円)、経常損失は421,911千円(前連結会計年度の経常損失929,939千円)、親会社株主に帰属する当期純損失は946,405千円(前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失985,657千円)といずれも前連結会計年度と比較して改善しております。しかしながらゲームやアニメーションの事業会社売却、旧来のソフトウェア事業を推進していた海外子会社の清算、非収益部門の廃止や本社移転等、様々な施策を行ってきたこと等により、当連結会計年度まで6期連続となる売上高の著しい減少、営業損失の計上及び営業キャッシュ・フローのマイナスが継続していることから、依然として継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社グループは、こうした状況を解消するため、以下の施策を実施し、当該状況の解消又は改善に努めております。

テクノロジー事業においては、通信モジュールからスマートフォン用のアプリケーション、クラウドまでIoT製品化に必要なトータルソリューションを提供し、顧客のIoT化ニーズの実現と今後の更なる受注拡大を目指します。当社IoTソリューションについては、空気清浄機、浄水器、ペット用品及びコーヒーメーカー等様々な製品への採用が進んでおり、当社IoTソリューションの採用に伴う収益の増加が今後の当社の業績向上に寄与していくものと考えております。

更に、当社では、当社が20年以上に渡って展開してきた組込みソフトウェア事業、及び10年以上に渡る半導体開発を含む組込みハードウェア事業の知識と経験による「総合的な組込み技術」をその根幹として、まだ繋がっていないモノとモノ、モノとサービス、サービスとサービス等を繋ぐことが当社の中核競争力(コアコンピタンス)であると再認識するとともに、当社の立ち位置、並びに現在市場から求められている技術及びサービス等をよりの確に把握し、広範に対応できるようにすることが当社IoTソリューション事業の更なる成長のために必要であり、それらを実現するための新たな事業ビジョンの策定が必要不可欠と考えたことから、平成29年11月9日にIoTソリューション事業における新事業ビジョンを発表いたしました。当該新事業ビジョンにおいては、当社の役割を「まだ繋がっていないモノ・コトを繋げるコネクタ」であると再認識するとともに、同じ意味を表す「Connecting the Unconnected」をスローガンとして定めております。当社では、このスローガンを踏まえ、今後、より多くの市場ニーズ及び局面に対応した製品及びサービスを提供していくことを可能にするために、「広範な技術分野への対応等」、販売と取り扱いを容易にする「応用分野毎のサービス等のパッケージ化」、及び「販路拡大」の3点がまず第一段階の施策として必要であり、今後、当該3点の施策を着実に実行することにより当社の中長期的な業績向上及び企業価値の向上が実現できるものと考えております。

出版事業においては、平成29年2月23日の取締役会にて、アプリックスIPパブリッシング株式会社、フレックスコミックス株式会社及び株式会社ほるぶ出版の全株式の譲渡(以下「本株式譲渡」)を決定し、平成29年3月31日に本株式譲渡を実施いたしました。本株式譲渡により、株式の希薄化を招くことなく中核事業のIoTソリューション事業を推進していくための資金を400,000千円調達することができ、また、本株式譲渡により上に記載した総合エンターテインメント事業を中心とした事業から、テクノロジー事業への転換が完了したことで、中核事業であるIoTソリューション事業により経営資源を注力することが可能となりました。

コスト削減については、総合エンターテインメント事業からの撤退、及び上記出版事業に属する子会社3社の株式譲渡の実施により、過去の事業にかかるコスト削減は完了したと考えております。また、当社の成長軌道への回帰を早期に実現するため、平成28年12月期には非収益部署の廃止等を実施しております。今後も業務の効率化等による継続的なコスト削減等を実施し、更なる体質強化と収益性の改善に努めてまいります。

なお、IoTソリューション事業における更なる収益性向上を目指すべく、当該事業に属する主要な子会社である株式会社アプリックスと平成29年4月1日付で合併し、持株会社体制から事業会社へ移行いたしました。当該合併により、業務の簡素化及び経費節減等が実現し、更なる収益基盤の強化が可能になると考えております。

財務面においては、上記のとおり平成29年3月31日付で実施した出版事業に属する子会社3社の株式譲渡により400,000千円を調達いたしました。

また、上記の新事業ビジョンにおける「広範な技術分野への対応等」、販売と取り扱いを容易にする「応用分野毎のサービス等のパッケージ化」、及び「販路拡大」の3点の施策を確実に実行するためには、既存の当社のソリューション及びプロダクトラインの更なる拡充に加えて、当社のコアコンピタンスである「組込み技術」(Embedded Technology)を更に向上させることが必要不可欠であると考えておりますが、既存の当社のソリューション売上の増加及びプロダクトラインの更なる拡充を行うために増大する戦略的提携会社(パートナー)及び協力会社、製造委託先等への業務委託費用、国内外の法令規格等に適合した製品及び機能拡充に伴い派生する開発設計等に係る費用、また、続々と登場する新世代の高度な技術をいち早く取り入れて、広範かつ高い市場訴求力を備える製品・サービス等を開発するにあたり、現状の社内の人材以外に外部から高度な専門知識かつ豊富な経験を有する優秀な人材の確保に要する費用、当該開発に要する各種調査、研究開発及びライセンスや設備の購入に要する費用、及び当社の既存製品やサービスの拡充及び広範かつ高い市場訴求力を備える製品・サービス等の開発を実現するために新たに必要となるヒト・モノ・カネ等の経営資源を補うことを目的とした資本・業務提携及びM&A等を実施するための費用については、当社の現状の財務状況等を鑑み当社の内部留保のみで賄うことは非常に困難であると考えたことから、平成30年2月14日開催の取締役会において投資事業有限責任組合インフレクション 号及びフレッジシップアセットマネジメント投資組合70号に対する第M-2回新株予約権及び第M-3回新株予約権(第三者割当)(以下「本新株予約権」)の発行を決議いたしました。本新株予約権の払込による調達資金の総額は2,024,800千円を予定しており、上に記載した必要資金に充当することで、当社の中長期的な業績向上及び企業価値向上の実現を達成できると考えております。なお、当社の第M-2回新株予約権については行使価額修正条項が付されており、かつ第M-2回新株予約権及び第M-3回新株予約権いずれも行使による払込みの有無と権利行使の時期は割当先である本新株予約権者の判断に依存することから、株式市場の動向等の要因によっては当初想定していた金額が全額調達できない可能性があります。

当社では、これらの対応策を実行していくことにより売上高の増加、収益性の改善及び営業キャッシュ・フローの増加等が可能となり、ひいては当社の財務健全性の向上が実現できるものと考えておりますが、事業計画については今後の経済環境の変化による影響を受ける等により、計画どおりに推移しない可能性があり、この場合当社の財務状況や資金繰り等に影響を及ぼす可能性があります。したがって現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

#### (13) 株式価値の希薄化及び株価の影響について

平成30年2月14日開催の当社取締役会において、投資事業有限責任組合インフレクション 号及びフレッジシップアセットマネジメント投資組合70号を割当予定先とする第三者割当による第M-2回新株予約権及び第M-3回新株予約権(以下総称して「本新株予約権」)の発行を決議いたしました。

本新株予約権の行使により新たに交付される普通株式数5,000,000株に係る議決権数は50,000個であり、当社の総議決権数141,689個(平成29年12月31日現在)に占める割合が35.29%となります。また、本新株予約権発行の取締役会決議日である平成30年2月14日から6ヶ月以内である平成29年11月27日に当社が発行した第S-3回新株予約権がすべて行使された場合に新たに発行される当社普通株式数787,500株に係る議決権数7,875個と合算した場合、平成29年12月31日現在の総議決権数141,689個から前記第S-3回新株予約権の潜在議決権数7,875個を除いた総議決権数133,814個に対して43.25%の希薄化が生じることとなります。

しかしながら、本新株予約権の発行は、本新株予約権の行使により調達した資金によって当社が中核事業と位置付けるIoTソリューション事業の更なる拡充が実現し、当社の業績向上に大きく貢献するものであり、ひいては中長期的な当社企業価値及び株主価値の向上に寄与するものであると考えられることから、本新株予約権の規模及び希薄化並びに当社株価への影響は合理的な水準であると判断しております。

### 3. 財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす事象について

「第三部 追完情報 1 事業等のリスクについて(12)重要事象等について」に記載のとおり、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しておりますが、当社グループは、こうした状況を解消するため、「第三部 追完情報 1 事業等のリスクについて(12)重要事象等について」に記載の施策を実施し、当該状況の解消又は改善に努めております。

### 4. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第32期)の提出日以後、本有価証券届出書の提出日までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

#### ・平成29年4月3日提出の臨時報告書

##### [ 提出理由 ]

平成29年3月28日開催の当社第32回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

##### [ 報告内容 ]

#### (1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年3月28日

#### (2) 当該決議事項の内容

##### 第1号議案 定款一部変更の件

平成29年4月1日付で当社商号を「株式会社アプリックス」に変更するため、現行定款第1条(商号)を変更する。

##### 第2号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金処分の件

#### 1. 資本金の額の減少の内容

##### 減少する資本金の額

会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額13,882,607,374円のうち12,020,939,177円を減少し、1,861,668,197円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替える。

##### 資本金の額の減少が効力を生じる日

平成29年3月31日

#### 2. 資本準備金の額の減少の内容

##### 減少する資本準備金の額

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額617,907,000円を全額減少し、0円とし、減少する資本準備金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替える。

##### 資本準備金の額の減少が効力を生じる日

平成29年3月31日

#### 3. 剰余金処分の内容

会社法第452条の規定に基づき、上記1.及び2.の資本金及び資本準備金の額の減少の効力発生を条件に、資本金及び資本準備金の額の減少により生じるその他資本剰余金12,638,846,177円の全額を減少して、繰越利益剰余金に振り替えることにより、欠損補填に充当する。

##### 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 12,638,846,177円

##### 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 12,638,846,177円

##### 剰余金の額の減少が効力を生じる日

平成29年3月31日

第3号議案 取締役3名選任の件

取締役として、長橋賢吾、石黒邦宏、及び平松庚三を選任する。

第4号議案 会計監査人選任の件

会計監査人として、監査法人ハイビスカスを選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

基準日(平成28年12月31日)現在における議決権の状況

議決権を有する株主数 10,316名

総議決権数 141,539個

議決権行使の状況

	株主総会前日までに 行使された議決権	株主総会当日に出席した 株主の議決権	合計
株主数	4,654	43	4,697
議決権の数	66,420	12,215	78,635

当該決議の結果等

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案 定款一部変更の件	77,266	1,341	28	(注)1	可決 (98.3%)
第2号議案 資本金及び資本準備金 の額の減少並びに剰余 金処分の件	76,566	2,000	69	(注)2	可決 (97.4%)
第3号議案 取締役3名選任の件					
長橋 賢吾	75,030	3,577	28	(注)2	可決 (95.4%)
石黒 邦宏	75,089	3,518	28		可決 (95.5%)
平松 庚三	75,033	3,574	28		可決 (95.4%)
第4号議案 会計監査人選任の件	76,329	2,178	128	(注)2	可決 (97.1%)

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の賛成による。

・平成29年5月12日提出の臨時報告書

[ 提出理由 ]

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

[ 報告内容 ]

1. 当該事象の発生年月日

平成29年5月11日

2. 当該事象の内容

(1) 事業再編損

平成29年3月31日付で当社の完全子会社であるアプリックス出版ホールディングス株式会社(以下「出版ホールディングス」)が保有する出版事業に属する子会社3社の株式について譲渡(以下「本株式譲渡」)を実施し、その結果、本株式譲渡により発生した関係会社株式売却損350百万円(連結)、及び本株式譲渡に実施にあたりアドバイザー業務を委託した業者に対し支払った業務委託料やその他弁護士費用等の合算額等について、連結及び個別の特別損失に計上いたしました。

(2) 関係会社株式評価損

本株式譲渡に関して、当社が保有する出版ホールディングス株式の実質価額が著しく低下したため、「金融商品に関する会計基準」に基づき関係会社株式評価損として個別の特別損失に計上いたしました。

なお、本関係会社株式評価損については連結決算において消去されるため、当社グループ連結損益への影響はありません。

3. 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

(連結)

平成29年12月期第1四半期の連結損益計算書において、事業再編損463百万円を特別損失に計上いたしました。

(個別)

平成29年12月期第1四半期の損益計算書において、関係会社株式評価損551百万円及び事業再編損112百万円を特別損失に計上いたしました。

・平成29年11月9日提出の臨時報告書

[ 提出理由 ]

当社は、平成29年11月9日開催の当社取締役会において、子会社の設立を決議いたしました。

当該子会社は当社の特定子会社に該当する可能性があるため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

[ 報告内容 ]

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 株式会社アプリックスマーケティング(仮称)  
住所 : 東京都新宿区西早稲田二丁目20番9号(予定)  
代表者の氏名 : 代表取締役 長橋 賢吾  
資本金 : 10百万円  
事業の内容 : IoTソリューション事業、及び法人向け携帯電話販売事業等

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : - 個

異動後 : 102個(予定)

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : - %

異動後 : 51 %

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当社は、非中核事業である出版事業の子会社株式譲渡を実施し、また平成29年3月28日開催の第32回定時株主総会における決議を以て新経営体制に移行する等、中核事業であるIoTソリューション事業により注力するための施策を積極的に行ってまいりましたが、今般、光通信社との間で合弁会社を設立することにより、高い営業力を有する光通信社の営業ノウハウや人材の提供を受けることによる当社IoTソリューションの更なる販路拡大及び販売強化が可能となると判断したことから、光通信社との間で合弁会社の設立について合意し、本日開催の当社取締役会で当該合弁会社の設立について決議いたしました。

異動の年月日 : 平成30年1月4日(予定)

## 5. 最近の業績の概要について

平成30年2月14日開催の取締役会において決議された第33期(自平成29年1月1日至平成29年12月31日)に係る連結財務諸表及び個別財務諸表は以下のとおりであります。

また金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

## 連結財務諸表及び主な注記

## (1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,103,982	811,196
受取手形及び売掛金	553,572	19,710
商品及び製品	507,688	34,681
仕掛品	32,271	2,702
その他	132,759	37,732
貸倒引当金	6,994	
流動資産合計	2,323,279	906,023
固定資産		
有形固定資産		
建物	871	215
減価償却累計額	871	215
建物（純額）		
機械、運搬具及び工具器具備品	61,631	34,501
減価償却累計額	61,631	34,501
機械、運搬具及び工具器具備品（純額）		
有形固定資産合計		
投資その他の資産		
投資有価証券	3,764	1,828
破産更生債権等	822,857	802,151
その他	35,440	12,882
貸倒引当金	822,857	802,151
投資その他の資産合計	39,204	14,711
固定資産合計	39,204	14,711
資産合計	2,362,483	920,734

(単位:千円)

	前連結会計年度 (平成28年12月31日)	当連結会計年度 (平成29年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	113,858	8,567
短期借入金	100,000	
1年内返済予定の長期借入金	26,170	
リース債務	4,882	4,064
未払金	110,632	19,853
未払法人税等	30,013	1,930
繰延税金負債	1,676	
賞与引当金	5,347	
返品調整引当金	51,749	
株主優待引当金	2,985	
訴訟損失引当金		32,500
その他	94,728	22,764
流動負債合計	542,043	89,680
固定負債		
長期借入金	22,800	
リース債務	4,540	475
繰延税金負債	3,365	
退職給付に係る負債	29,352	
固定負債合計	60,058	475
負債合計	602,102	90,155
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	13,882,607	1,864,203
資本剰余金	617,907	2,535
利益剰余金	12,765,519	1,073,096
自己株式	25,686	25,978
株主資本合計	1,709,307	767,663
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	665	
為替換算調整勘定	42,290	40,568
その他の包括利益累計額合計	42,956	40,568
新株予約権	8,117	22,346
純資産合計	1,760,381	830,578
負債純資産合計	2,362,483	920,734

## (2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書

## 連結損益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
売上高	1,526,640	557,638
売上原価	1,292,028	428,629
売上総利益	234,612	129,009
販売費及び一般管理費	1,163,883	534,781
営業損失( )	929,271	405,772
営業外収益		
受取利息	324	203
為替差益	3,603	
投資事業組合運用益	3,193	14,779
物品売却益		2,260
消費税等調整額	832	
その他	1,647	1,380
営業外収益合計	9,600	18,624
営業外費用		
支払利息	2,706	678
株式交付費	4,088	
為替差損		3,810
支払手数料	3,100	2,795
地代家賃		22,420
敷金償却		5,059
その他	373	
営業外費用合計	10,269	34,764
経常損失( )	929,939	421,911
特別利益		
固定資産売却益		2,097
特別利益合計		2,097
特別損失		
固定資産除却損		440
関係会社清算損	32,702	
事業再編損		465,696
特別退職金	16,959	
本社移転費用	10,565	
訴訟関連損失		33,119
特別損失合計	60,227	499,256
税金等調整前当期純損失( )	990,167	919,071
法人税、住民税及び事業税	5,472	28,085
法人税等調整額	9,982	752
法人税等合計	4,509	27,333
当期純損失( )	985,657	946,405
親会社株主に帰属する当期純損失( )	985,657	946,405

## 連結包括利益計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
当期純損失( )	985,657	946,405
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,381	665
為替換算調整勘定	7,258	1,758
その他の包括利益合計	5,876	2,423
包括利益	979,780	948,828
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	979,780	948,828
非支配株主に係る包括利益		

## (3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,416,200	151,500	11,780,223	25,458	1,762,018
当期変動額					
新株の発行	466,407	466,407			932,814
親会社株主に帰属する 当期純損失( )			985,657		985,657
自己株式の取得				228	228
連結範囲の変動			361		361
連結範囲の変動に伴う 為替換算調整勘定の増減					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	466,407	466,407	985,296	228	52,710
当期末残高	13,882,607	617,907	12,765,519	25,686	1,709,307

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	2,047	35,039	37,087	3,155	1,802,260
当期変動額					
新株の発行					932,814
親会社株主に帰属する 当期純損失( )					985,657
自己株式の取得					228
連結範囲の変動					361
連結範囲の変動に伴う 為替換算調整勘定の増減		7	7		7
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	1,381	7,258	5,876	4,962	10,839
当期変動額合計	1,381	7,250	5,868	4,962	41,879
当期末残高	665	42,290	42,956	8,117	1,760,381

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,882,607	617,907	12,765,519	25,686	1,709,307
当期変動額					
新株の発行	2,535	2,535			5,070
減資	12,020,939	12,020,939			
欠損填補		12,638,846	12,638,846		
親会社株主に帰属する 当期純損失( )			946,405		946,405
自己株式の取得				291	291
連結範囲の変動			17		17
連結範囲の変動に伴う 為替換算調整勘定の増減					
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	12,018,404	615,372	11,692,423	291	941,644
当期末残高	1,864,203	2,535	1,073,096	25,978	767,663

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	665	42,290	42,956	8,117	1,760,381
当期変動額					
新株の発行					5,070
減資					
欠損填補					
親会社株主に帰属する 当期純損失( )					946,405
自己株式の取得					291
連結範囲の変動					17
連結範囲の変動に伴う 為替換算調整勘定の増減		35	35		35
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	665	1,758	2,423	14,229	11,805
当期変動額合計	665	1,722	2,388	14,229	929,803
当期末残高		40,568	40,568	22,346	830,578

## (4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純損失( )	990,167	919,071
引当金の増減額( は減少)	7,585	43,923
受取利息及び受取配当金	324	203
支払利息	2,706	678
関係会社清算損益( は益)	32,702	
本社移転費用	10,565	
事業再編損		465,696
特別退職金	16,959	
売上債権の増減額( は増加)	75,314	115,240
たな卸資産の増減額( は増加)	86,133	56,633
仕入債務の増減額( は減少)	18,290	54,394
未払金の増減額( は減少)	64,318	10,114
未払消費税等の増減額( は減少)	3,525	8,873
その他	100,684	9,803
小計	1,132,780	307,018
利息及び配当金の受取額	348	203
利息の支払額	2,705	736
法人税等の支払額又は還付額( は支払)	48,620	2,536
本社移転費用の支払額	2,431	
事業再編による支出		58,894
特別退職金の支払額	16,959	
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,203,149	363,909
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の純増減額( は増加)	9,988	
投資事業組合からの分配による収入	14,100	16,050
敷金及び保証金の回収による収入		13,137
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による収入		61,370
その他	671	880
投資活動によるキャッシュ・フロー	24,760	91,438
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
株式の発行による収入	920,085	5,020
新株予約権の発行による収入	9,765	787
長期借入金の返済による支出	47,880	12,870
その他	8,754	7,531
財務活動によるキャッシュ・フロー	873,215	14,594
現金及び現金同等物に係る換算差額	22,587	5,720
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	327,760	292,785
現金及び現金同等物の期首残高	1,427,438	1,103,982
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額( は減少)	4,304	1
現金及び現金同等物の期末残高	1,103,982	811,196

## (5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

当社グループは、総合エンターテインメント事業を中心とした事業から、テクノロジー事業への転換を行ってまいりました。当連結会計年度においては、平成29年3月31日付で実施した出版事業に属する子会社3社の株式譲渡の実施等により、売上高は557,638千円(前連結会計年度の売上高1,526,640千円)と出版事業の売上高が含まれていた前連結会計年度と比較して63.5%減少したものの、営業損失は405,772千円(前連結会計年度の営業損失929,271千円)、経常損失は421,911千円(前連結会計年度の経常損失929,939千円)、親会社株主に帰属する当期純損失は946,405千円(前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失985,657千円)といずれも前連結会計年度と比較して改善しております。しかしながらゲームやアニメーションの事業会社売却、旧来のソフトウェア事業を推進していた海外子会社の清算、非収益部門の廃止や本社移転等、様々な施策を行ってきたこと等により、当連結会計年度まで6期連続となる売上高の著しい減少、営業損失の計上及び営業キャッシュ・フローのマイナスが継続していることから、依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社グループは、こうした状況を解消するため、以下の施策を実施し、当該状況の解消又は改善に努めております。

テクノロジー事業においては、通信モジュールからスマートフォン用のアプリケーション、クラウドまでIoT製品化に必要なトータルソリューションを提供し、顧客のIoT化ニーズの実現と今後の更なる受注拡大を目指します。当社IoTソリューションについては、空気清浄機、浄水器、ペット用品及びコーヒーマーカー等様々な製品への採用が進んでおり、当社IoTソリューションの採用に伴う収益の増加が今後の当社の業績向上に寄与していくものと考えております。更に、当社では、当社が20年以上に渡って展開してきた組込みソフトウェア事業、及び10年以上に渡る半導体開発を含む組込みハードウェア事業の知識と経験による「総合的な組込み技術」をその根幹として、まだ繋がっていないモノとモノ、モノとサービス、サービスとサービス等を繋ぐことが当社の中核競争力(コアコンピタンス)であると再認識するとともに、当社の立ち位置、並びに現在市場から求められている技術及びサービス等をよりの確に把握し、広範に対応できるようにすることが当社IoTソリューション事業の更なる成長のために必要であり、それらを実現するための新たな事業ビジョンの策定が必要不可欠と考えたことから、平成29年11月9日にIoTソリューション事業における新事業ビジョンを発表いたしました。当該新事業ビジョンにおいては、当社の役割を「まだ繋がっていないモノ・コトを繋げるコネクタ」として再認識するとともに、同じ意味を表す「Connecting the Unconnected」をスローガンとして定めております。当社では、このスローガンを踏まえ、今後、より多くの市場ニーズ及び局面に対応した製品及びサービスを提供していくことを可能にするために、「広範な技術分野への対応等」、販売と取り扱いを容易にする「応用分野毎のサービス等のパッケージ化」、及び「販路拡大」の3点がまず第一段階の施策として必要であり、今後、当該3点の施策を着実に実行することにより当社の中長期的な業績向上及び企業価値の向上が実現できるものと考えております。

出版事業においては、平成29年2月23日の取締役会にて、アプリックスIPパブリッシング株式会社、フレックスコミックス株式会社及び株式会社ほるぶ出版の全株式の譲渡(以下「本株式譲渡」)を決定し、平成29年3月31日に本株式譲渡を実施いたしました。本株式譲渡により、株式の希薄化を招くことなく中核事業のIoTソリューション事業を推進していくための資金を400,000千円調達することができ、また、本株式譲渡により上に記載した総合エンターテインメント事業を中心とした事業から、テクノロジー事業への転換が完了したことで、中核事業であるIoTソリューション事業により経営資源を注力することが可能となりました。

コスト削減については、総合エンターテインメント事業からの撤退、及び上記出版事業に属する子会社3社の株式譲渡の実施により、過去の事業にかかるコスト削減は完了したと考えております。また、当社の成長軌道への回帰を早期に実現するため、平成28年12月期には非収益部署の廃止等を実施しております。今後も業務の効率化等による継続的なコスト削減等を実施し、更なる体質強化と収益性の改善に努めてまいります。

なお、IoTソリューション事業における更なる収益性向上を目指すべく、当該事業に属する主要な子会社である株式会社アプリックスと平成29年4月1日付で合併し、持株会社体制から事業会社へ移行いたしました。当該合併により、業務の簡素化及び経費節減等が実現し、更なる収益基盤の強化が可能になると考えております。

財務面においては、上記のとおり平成29年3月31日付で実施した出版事業に属する子会社3社の株式譲渡により400,000千円を調達いたしました。

また、上記の新事業ビジョンにおける「広範な技術分野への対応等」、販売と取り扱いを容易にする「応用分野毎のサービス等のパッケージ化」、及び「販路拡大」の3点の施策を確実に実行するためには、既存の当社のソリューション及びプロダクトラインの更なる拡充に加えて、当社のコアコンピタンスである「組込み技術」(Embedded Technology)を更に向上させることが必要不可欠であると考えておりますが、既存の当社のソリューション売上の増加及びプロダクトラインの更なる拡充を行うために増大する戦略的提携会社(パートナー)及び協力会社、製造委託先等への業務委託費用、国内外の法令規格等に適合した製品及び機能拡充に伴い派生する開発設計等に係る費用、また、続々と登場する新世代の高度な技術をいち早く取り入れて、広範かつ高い市場訴求力を備える製品・サービス等を開発するにあたり、現状の社内の人材以外に外部から高度な専門知識かつ豊富な経験を有する優秀な人材の確保に要する費用、当該開発に要する各種調査、研究開発及びライセンスや設備の購入に要する費用、及び当社の既存製品やサービスの拡充及び広範かつ高い市場訴求力を備える製品・サービス等の開発を実現するために新たに必要となるヒト・モノ・カネ等の経営資源を補うことを目的とした資本・業務提携及びM&A等を実施するための費用については、当社の現状の財務状況等を鑑み当社の内部留保のみで賄うことは非常に困難であると考えたことから、平成30年2月14日開催の取締役会において投資事業有限責任組合インフレクション 号及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合70号に対する第M-2回新株予約権及び第M-3回新株予約権(第三者割当)(以下「本新株予約権」)の発行を決議いたしました。本新株予約権の払込による調達資金の総額は2,024,800千円を予定しており、上に記載した必要資金に充当することで、当社の中長期的な業績向上及び企業価値向上の実現を達成できると考えております。なお、当社の第M-2回新株予約権については行使価額修正条項が付されており、かつ第M-2回新株予約権及び第M-3回新株予約権いずれも行使による払込みの有無と権利行使の時期は割当先である本新株予約権者の判断に依存することから、株式市場の動向等の要因によっては当初想定していた金額が全額調達できない可能性があります。

当社では、これらの対応策を実行していくことにより売上高の増加、収益性の改善及び営業キャッシュ・フローの増加等が可能となり、ひいては当社の財務健全性の向上が実現できるものと考えておりますが、事業計画については今後の経済環境の変化による影響を受ける等により、計画どおりに推移しない可能性があります。この場合当社の財務状況や資金繰り等に影響を及ぼす可能性があります。したがって現時点においては、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

## (セグメント情報等)

### 【セグメント情報】

#### 1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、ビジネスモデルを基礎としてセグメントを構成し、「テクノロジー事業」及び「出版事業」の2つを報告セグメントとしております。

「テクノロジー事業」は、IoT(Internet of Things)関連製品の開発、製造、販売及びサービスの展開等を実施しております。「出版事業」は、コミック本及び絵本、児童書、一般書の出版等を実施しております。

#### 2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益又は損失は、営業利益又は営業損失ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報  
前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位:千円)

	テクノロジー 事業	出版事業	合計	調整額 (注)1、2	連結財務諸表 計上額(注)3
売上高					
外部顧客への売上高	492,675	1,033,965	1,526,640		1,526,640
セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	492,675	1,033,965	1,526,640		1,526,640
セグメント利益又は 損失( )	479,522	38,033	441,488	487,782	929,271
セグメント資産	1,118,086	1,214,189	2,332,275	30,207	2,362,483
その他の項目					
減価償却費					
のれんの償却額					

- (注) 1. セグメント利益又は損失の調整額 487,782千円は、全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。  
2. セグメント資産の調整額30,207千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。  
3. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(単位:千円)

	テクノロジー 事業	出版事業	合計	調整額 (注)1、2	連結財務諸表 計上額(注)3
売上高					
外部顧客への売上高	247,938	309,699	557,638		557,638
セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	247,938	309,699	557,638		557,638
セグメント利益又は 損失( )	176,574	42,210	134,363	271,408	405,772
セグメント資産	907,885		907,885	12,848	920,734
その他の項目					
減価償却費					
のれんの償却額					

- (注) 1. セグメント利益又は損失の調整額 271,408千円は、全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。  
2. セグメント資産の調整額12,848千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。  
3. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
日本出版販売株式会社	445,438千円	出版事業
株式会社トーハン	225,956千円	出版事業

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

報告セグメントと同一区分であるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

該当事項はありません。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
日本出版販売株式会社	146,501千円	出版事業
ネスレ日本株式会社	96,039千円	テクノロジー事業
株式会社トーハン	80,189千円	出版事業

**【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】**

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】**

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

該当事項はありません。

**【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】**

前連結会計年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
1株当たり純資産額	122円21銭	56円33銭
1株当たり当期純損失金額	71円21銭	66円00銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度末 (平成28年12月31日)	当連結会計年度末 (平成29年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	1,760,381	830,578
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	8,117	22,346
(うち新株予約権(千円))	(8,117)	(22,346)
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	1,752,264	808,231
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数(株)	14,337,565	14,346,941

3. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当連結会計年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
1株当たり当期純損失金額		
親会社株主に帰属する当期純損失金額(千円)	985,657	946,405
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失金額 (千円)	985,657	946,405
期中平均株式数(株)	13,840,908	14,338,878
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	<p>会社法に基づき発行した 新株予約権(自社株式オ プション)</p> <p>平成27年3月9日 取締役会決議 1,500,000株</p> <p>会社法に基づき発行した 新株予約権(ストックオ プション)</p> <p>平成28年8月10日 取締役会決議 317,000株</p>	<p>会社法に基づき発行した 新株予約権(自社株式オ プション)</p> <p>平成27年3月9日 取締役会決議 1,500,000株</p> <p>平成29年11月9日 取締役会決議 787,500株</p> <p>会社法に基づき発行した 新株予約権(ストックオ プション)</p> <p>平成28年8月10日 取締役会決議 292,000株</p>

(重要な後発事象)

(合併会社の設立)

当社は、平成29年11月9日開催の取締役会において、株式会社光通信(以下「光通信社」という。)との間で合併会社を設立することについて決議し、平成30年1月4日付で設立いたしました。

(1) 合併会社設立の目的

当社は、非中核事業である出版事業の子会社株式譲渡を実施し、また平成29年3月28日開催の第32回定時株主総会における決議を以て新経営体制に移行する等、中核事業であるIoTソリューション事業により注力するための施策を積極的に行ってまいりましたが、今般、光通信社との間で合併会社を設立することにより、高い営業力を有する光通信社の営業ノウハウや人材の提供を受けることによる当社IoTソリューションの更なる販路拡大及び販売強化が可能となると判断したことから、光通信社との間で合併会社を設立することといたしました。

(2) 合併会社の概要

会社名	株式会社BEAMO
本社所在地	東京都新宿区
代表者	代表取締役 長橋 賢吾
資本金	10,000千円
事業の内容	IoTソリューション事業、及び法人向け携帯電話販売事業等
設立年月日	平成30年1月4日
出資比率	当社51%、光通信社49%

## (新株予約権の発行)

当社は、平成30年2月14日開催の取締役会において、第三者割当による第M-2回新株予約権及び第M-3回新株予約権の発行を決議いたしました。

## 第三者割当による第M-2回新株予約権及び第M-3回新株予約権の発行概要

割当日	平成30年3月2日
新株予約権の総数	50,000個 ・第M-2回新株予約権 45,000個 ・第M-3回新株予約権 5,000個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	潜在株式数：計5,000,000株(新株予約権1個当たり100株) ・第M-2回新株予約権 普通株式 4,500,000株 ・第M-3回新株予約権 普通株式 500,000株
発行価額	総額 13,800,000円 ・第M-2回新株予約権 新株予約権1個あたり279円 ・第M-3回新株予約権 新株予約権1個あたり249円
行使期間	平成30年3月2日から平成32年3月2日
資金調達の内額	総額 2,024,800,000円(差引手取概算額) すべての新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算定された金額です。
行使価額及び行使価額の修正条件	・第M-2回新株予約権 当初行使価額 1株当たり404円 上限行使価額はありません。 下限行使価額 1株当たり202円 行使価額は、割当日以降、本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日(以下「修正日」。但し、当該通知を当社が受領した時点において、東京証券取引所におけるその日の売買立会が終了している場合は、その翌取引日(以下「取引日」とは東京証券取引所で売買立会が行われる日(但し、当社普通株式について、取引所においてあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合(一時的な取引制限も含みます。))、当該日は「取引日」にあたらぬものとします。)をいいます。)が修正日となります。)に、修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額に修正されます。但し、修正後の価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後の行使価額は下限行使価額とします。 ・第M-3回新株予約権 1株当たり404円(行使価額の修正は行いません。)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の資本組入額	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とします。
割当先及び割当個数	・第M-2回新株予約権 投資事業有限責任組合インフレクション 号 37,875個 フラッグシップアセットマネジメント投資組合70号 7,125個 ・第M-3回新株予約権 投資事業有限責任組合インフレクション 号 4,208個 フラッグシップアセットマネジメント投資組合70号 792個
資金の用途	当社ソリューション及びプロダクトライン拡充のための投資資金(729百万円)、新技術開発及び新事業立ち上げに要する投資資金(590百万円)、資本・業務提携及びM&A(705百万円)に充当します。
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできません。

## 個別財務諸表及び主な注記

## (1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	753,517	743,567
売掛金	86,442	24,129
商品及び製品		34,681
仕掛品	7,366	2,702
その他	35,406	34,398
流動資産合計	882,732	839,479
固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	3,764	1,828
関係会社株式	1,101,552	50,630
破産更生債権等	802,151	802,151
その他	29,357	12,882
貸倒引当金	802,151	802,151
投資その他の資産合計	1,134,675	65,341
固定資産合計	1,134,675	65,341
資産合計	2,017,407	904,821

(単位:千円)

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	2,460	8,567
リース債務	4,882	4,064
未払金	111,922	30,999
未払法人税等	29,108	1,930
繰延税金負債	48	
株主優待引当金	2,985	
訴訟損失引当金		32,500
その他	16,692	18,595
流動負債合計	168,102	96,658
固定負債		
リース債務	4,540	475
固定負債合計	4,540	475
負債合計	172,642	97,133
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,882,607	1,864,203
資本剰余金		
資本準備金	617,907	2,535
資本剰余金合計	617,907	2,535
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	12,638,846	1,055,419
利益剰余金合計	12,638,846	1,055,419
自己株式	25,686	25,978
株主資本合計	1,835,981	785,340
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	665	
評価・換算差額等合計	665	
新株予約権	8,117	22,346
純資産合計	1,844,764	807,687
負債純資産合計	2,017,407	904,821

## (2) 損益計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
売上高	493,302	246,829
売上原価	747,014	270,420
売上総損失( )	253,712	23,591
販売費及び一般管理費	732,186	451,005
営業損失( )	985,899	474,596
営業外収益		
受取利息	266	201
為替差益	19,202	
投資事業組合運用益	3,193	14,779
物品売却益		2,260
消費税等調整額	831	
その他	361	710
営業外収益合計	23,855	17,951
営業外費用		
支払利息	1,504	269
株式交付費	4,088	
為替差損		3,716
支払手数料	3,100	2,795
地代家賃		9,114
敷金償却		5,059
その他	197	
営業外費用合計	8,890	20,955
経常損失( )	970,934	477,600
特別利益		
抱合せ株式消滅差益		123,115
固定資産売却益		2,097
特別利益合計		125,212
特別損失		
抱合せ株式消滅差損		987
固定資産除却損		440
関係会社株式評価損		551,210
関係会社株式売却損	920	
関係会社清算損	28,154	
事業再編損		115,224
特別退職金	16,959	
訴訟関連損失		33,119
特別損失合計	46,034	700,982
税引前当期純損失( )	1,016,969	1,053,370
法人税、住民税及び事業税	3,800	2,097
法人税等調整額	4,579	48
法人税等合計	779	2,048
当期純損失( )	1,016,189	1,055,419

## (3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	13,416,200	151,500	151,500	11,622,656	11,622,656
当期変動額					
新株の発行	466,407	466,407	466,407		
当期純損失( )				1,016,189	1,016,189
自己株式の取得					
株主資本以外の項目 の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	466,407	466,407	466,407	1,016,189	1,016,189
当期末残高	13,882,607	617,907	617,907	12,638,846	12,638,846

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	25,458	1,919,584	2,047	2,047	3,155	1,924,787
当期変動額						
新株の発行		932,814				932,814
当期純損失( )		1,016,189				1,016,189
自己株式の取得	228	228				228
株主資本以外の項目 の 当期変動額(純額)			1,381	1,381	4,962	3,580
当期変動額合計	228	83,603	1,381	1,381	4,962	80,022
当期末残高	25,686	1,835,981	665	665	8,117	1,844,764

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	13,882,607	617,907	617,907	12,638,846	12,638,846
当期変動額					
新株の発行	2,535	2,535	2,535		
減資	12,020,939	12,020,939	12,020,939		
欠損填補		12,638,846	12,638,846	12,638,846	12,638,846
当期純損失( )				1,055,419	1,055,419
自己株式の取得					
株主資本以外の項目 の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	12,018,404	615,372	615,372	11,583,426	11,583,426
当期末残高	1,864,203	2,535	2,535	1,055,419	1,055,419

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	25,686	1,835,981	665	665	8,117	1,844,764
当期変動額						
新株の発行		5,070				5,070
減資						
欠損填補						
当期純損失( )		1,055,419				1,055,419
自己株式の取得	291	291				291
株主資本以外の項目 の 当期変動額(純額)			665	665	14,229	13,563
当期変動額合計	291	1,050,640	665	665	14,229	1,037,077
当期末残高	25,978	785,340			22,346	807,687

#### (4) 個別財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

当事業年度においては、過去に当社の中核事業であったソフトウェア基盤技術事業に係るロイヤリティ収入が前事業年度においてほぼ終了したこと等の要因により売上高は246,829千円と前事業年度の売上高493,302千円と比較して50.0%減少いたしました。営業損失は474,596千円(前事業年度の営業損失985,899千円)、経常損失は477,600千円(前事業年度の経常損失970,934千円)といずれも前事業年度と比較して改善しております。しかしながら、当社グループが総合エンターテインメント事業を中心とした事業からテクノロジー事業へ転換するにあたり、ゲームやアニメーションの事業会社売却、旧来のソフトウェア事業を推進していた海外子会社の清算、非収益部門の廃止や本社移転等、様々な施策を実施してまいりましたが、当事業年度においても当該転換の最終的な施策として出版事業に属する子会社3社の株式譲渡を実施し、その結果発生した特別損失(事業再編損)を主な要因として、当事業年度の当期純損失は1,055,419千円と前事業年度の当期純損失1,016,189千円と比較して損失額が増加いたしました。当社といたしましては、当事業年度まで6期連続となる売上高の著しい減少及び営業損失の計上が継続していることから、依然として継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しているものと認識しております。

当社は、こうした状況を解消するため、以下の施策を実施し、当該状況の解消又は改善に努めております。

テクノロジー事業においては、通信モジュールからスマートフォン用のアプリケーション、クラウドまでIoT製品化に必要なトータルソリューションを提供し、顧客のIoT化ニーズの実現と今後の更なる受注拡大を目指します。当社IoTソリューションについては、空気清浄機、浄水器、ペット用品及びコーヒーマーカー等様々な製品への採用が進んでおり、当社IoTソリューションの採用に伴う収益の増加が今後の当社の業績向上に寄与していくものと考えております。

更に、当社では、当社が20年以上に渡って展開してきた組込みソフトウェア事業、及び10年以上に渡る半導体開発を含む組込みハードウェア事業の知識と経験による「総合的な組込み技術」をその根幹として、まだ繋がっていないモノとモノ、モノとサービス、サービスとサービス等を繋ぐことが当社の中核競争力(コアコンピタンス)であると再認識するとともに、当社の立ち位置、並びに現在市場から求められている技術及びサービス等をよりの確に把握し、広範に対応できるようにすることが当社IoTソリューション事業の更なる成長のために必要であり、それらを実現するための新たな事業ビジョンの策定が必要不可欠と考えたことから、平成29年11月9日にIoTソリューション事業における新事業ビジョンを発表いたしました。当該新事業ビジョンにおいては、当社の役割を「まだ繋がっていないモノ・コトを繋げるコネクタ」であると再認識するとともに、同じ意味を表す「Connecting the Unconnected」をスローガンとして定めております。当社では、このスローガンを踏まえ、今後、より多くの市場ニーズ及び局面に対応した製品及びサービスを提供していくことを可能にするために、「広範な技術分野への対応等」、販売と取り扱いを容易にする「応用分野毎のサービス等のパッケージ化」、及び「販路拡大」の3点がまず第一段階の施策として必要であり、今後、当該3点の施策を着実に実行することにより当社の中長期的な業績向上及び企業価値の向上が実現できるものと考えております。

コスト削減については、総合エンターテインメント事業からの撤退、及び上記出版事業に属する子会社3社の株式譲渡の実施により、過去の事業にかかるコスト削減は完了したと考えております。また、当社の成長軌道への回帰を早期に実現するため、平成28年12月期には非収益部署の廃止等を実施しております。今後も業務の効率化等による継続的なコスト削減等を実施し、更なる体質強化と収益性の改善に努めてまいります。

財務面においては、平成29年3月31日付で実施した出版事業に属する子会社3社の株式譲渡により400,000千円を調達いたしました。

また、上記の新事業ビジョンにおける「広範な技術分野への対応等」、販売と取り扱いを容易にする「応用分野毎のサービス等のパッケージ化」、及び「販路拡大」の3点の施策を確実に実行するためには、既存の当社のソリューション及びプロダクトラインの更なる拡充に加えて、当社のコアコンピタンスである「組込み技術」(Embedded Technology)を更に向上させることが必要不可欠であると考えておりますが、既存の当社のソリューション売上の増加及びプロダクトラインの更なる拡充を行うために増大する戦略的提携会社(パートナー)及び協力会社、製造委託先等への業務委託費用、国内外の法令規格等に適合した製品及び機能拡充に伴い派生する開発設計等に係る費用、また、続々と登場する新世代の高度な技術をいち早く取り入れて、広範かつ高い市場訴求力を備える製品・サービス等を開発するにあたり、現状の社内の人材以外に外部から高度な専門知識かつ豊富な経験を有する優秀な人材の確保に要する費用、当該開発に要する各種調査、研究開発及びライセンスや設備の購入に要する費用、及び当社の既存製品やサービスの拡充及び広範かつ高い市場訴求力を備える製品・サービス等の開発を実現するために新たに必要となるヒト・モノ・カネ等の経営資源を補うことを目的とした資本・業務提携及びM&A等を実施するための費用については、当社の現状の財務状況等を鑑み当社の内部留保のみで賄うことは非常に困難であると考えたことから、平成30年2月14日開催の取締役会において投資事業有限責任組合インフレクション 号及びフラッグシップアセットマネジメント投資組合70号に対する第M-2回新株予約権及び第M-3回新株予約権(第三者割当)(以下「本新株予約権」)の発行を決議いたしました。本新株予約権の払込による調達資金の総額は2,024,800千円を予定しており、上に記載した必要資金に充当することで、当社の中長期的な業績向上及び企業価値向上の実現を達成できると考えております。なお、当社の第M-2回新株予約権については行使価額修正条項が付されており、かつ第M-2回新株予約権及び第M-3回新株予約権いずれも行使による払込みの有無と権利行使の時期は割当先である本新株予約権者の判断に依存することから、株式市場の動向等の要因によっては当初想定していた金額が全額調達できない可能性があります。

当社では、これらの対応策を実行していくことにより売上高の増加、収益性の改善及び営業キャッシュ・フローの増加等が可能となり、ひいては当社の財務健全性の向上が実現できるものと考えておりますが、事業計画については今後の経済環境の変化による影響を受ける等により、計画どおりに推移しない可能性があります。この場合当社の財務状況や資金繰り等に影響を及ぼす可能性があります。したがって現時点においては、継続企業的前提に関する重要な不確実性が存在するものと認識しております。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業的前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しておりません。

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項(重要な後発事象)」に記載しているため、注記を省略しております。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第32期)	自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日	平成29年3月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第33期第3四半期)	自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日	平成29年11月9日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年3月28日

アプリックスIPホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 遠 藤 康 彦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 永 田 立 印

### < 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアプリックスIPホールディングス株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アプリックスIPホールディングス株式会社及び連結子会社の平成28年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

1. 継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は、前連結会計年度までの4期連続となる売上高の減少、及び当連結会計年度を含む5期連続となる営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している。当連結会計年度においても、929,271千円の営業損失、929,939千円の経常損失、985,657千円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上するに至った。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年2月23日開催の取締役会において、連結子会社であるアプリックスIPパブリッシング株式会社、フレックスコミックス株式会社、及び株式会社ほるぶ出版の全株式について譲渡する契約を締結することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結した。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アプリックスIPホールディングス株式会社の平成28年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

## 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、アプリックスIPホールディングス株式会社が平成28年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年3月28日

アプリックスIPホールディングス株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 遠 藤 康 彦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 永 田 立 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアプリックスIPホールディングス株式会社の平成28年1月1日から平成28年12月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アプリックスIPホールディングス株式会社の平成28年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

1. 継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は、前事業年度まで、4期連続となる売上高の著しい減少及び営業損失を計上している。また当事業年度においても、前事業年度と比較して42.9%の売上高の減少、985,899千円の営業損失、970,934千円の経常損失、1,016,189千円の当期純損失を計上するに至った。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年2月23日開催の取締役会において、連結子会社であるアプリックスIPパブリッシング株式会社、フレックスコミックス株式会社、及び株式会社ほるぶ出版の全株式について譲渡する契約を締結することを決議し、同日付で株式譲渡契約を締結した。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年11月9日

株式会社アプリックス  
取締役会 御中

### 監査法人ハイビスカス

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 阿部 海輔 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 高橋 克幸 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アプリックス(旧会社名 アプリックスIPホールディングス株式会社)の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成29年7月1日から平成29年9月30日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成29年1月1日から平成29年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アプリックス(旧会社名 アプリックスIPホールディングス株式会社)及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、平成24年12月期から平成28年12月期まで、5期連続となる売上高の著しい減少、営業損失及び営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している。また、当第3四半期連結累計期間においても、278,083千円の営業損失、292,049千円の経常損失、804,002千円の親会社株主に帰属する四半期純損失を計上するに至った。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年11月9日開催の取締役会において、株式会社光通信との間で合弁会社を設立することについて決議し、同日付で合弁契約を締結している。
3. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、平成29年11月9日開催の取締役会において、第三者割当による第S-3回新株予約権の発行を決議している。  
当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途管理しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。